

第1節 応急活動体制

災害が発生した場合、町、防災関係機関及び住民は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に留める必要がある。

このため、町は災害対策本部等を速やかに設置し、応急活動を実施する

第1. 災害対策組織計画

【基本方針】

邑南町の地域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、必要があると認めるとき「邑南町災害対策本部条例」の定めるところにより、町長を本部長として邑南町災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置し、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、災害の防ぎよ、災害救助、災害警備、その他災害応急対策を総合的かつ強力に推進するものとする。

また、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努め、必要に応じ、資料・情報の提供等の協力を求める。

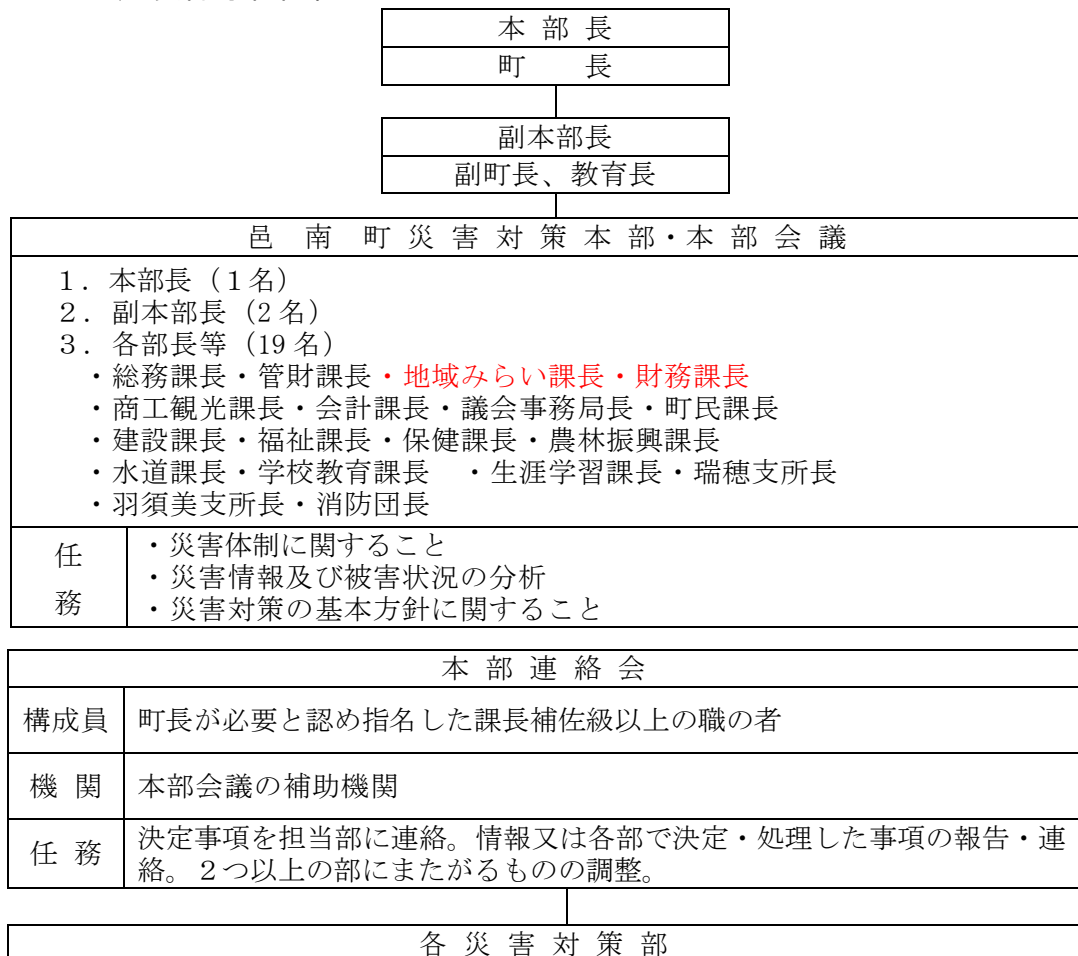
【実施内容】

1. 組織

町本部の組織は、町の組織に従った編成とするが、特に本部連絡員を置き各災害対策部の連絡協調を図るとともに、現地との連絡、防災活動の調整推進を図る。

その組織系統の概略は次のとおりである。

◇ 災害対策本部



◇ 災害対策本部 組織図

1. 部長不在の場合は副部長等が代理
2. 必要に応じ、部長は各部各班の人員調整を図る

邑南町災害対策本部	本部長（町長） 副本部長（副町長、教育長）	本庁業務	支所業務	
		災害対策本部各班 （本庁舎）	瑞穂支所 （連絡室）	羽須美支所 （連絡室）
	総務部 （部長：総務課長） ・総務課長 ・管財課長 ・地域みらい課長 ・商工観光課長 ・財務課長補佐 ・会計課長 ・議会事務局長	危機管理班 危機管理室 総務班 総務課 管財課 議会事務局 情報班 情報推進室 財政班 財務課 会計課 定住班 地域みらい課 商工班 商工観光課	瑞穂支所 窓口班 窓口業務部	羽須美支所 窓口班 窓口業務部
	町民部 （部長：町民課長） ・町民課長 ・財務課長	町民班 町民課 税務班 財務課		
	福祉部 （部長・福祉課長）	福祉班 福祉課		
	保健部 （部長：保健課長）		保健班（本部） 保健課 阿須那診療所	
	建設農林部 （部長：建設課長） ・建設課長 ・農林振興課長	建設班 建設課 農林班 農林振興課	瑞穂支所 事業班 事業部	羽須美支所 事業班 事業部
	水道部 （部長：水道課長）	上下水道班 水道課		
	教育部 （部長：学校教育課長） ・学校教育課長 ・生涯学習課長		学校教育班（本部） 学校教育課 生涯学習班（本部） 生涯学習課	
	邑南町消防団（部長：消防団長）			
	●緊急初動特別班（町庁舎より、徒歩又は自転車で20分の事務職員により構成）			
	●現地対策本部（町長の指示により各支所等に設置）			

2. 災害対策本部の設置及び廃止の通知・公表

町長は、災害対策基本法第23条に基づき、町域において大災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を強力に推進するため町本部を設置し、活動体制を確立する。

この業務は、他の一般事務に優先して処理するとともに、町本部は他の防災関係機関と緊密な連携のもとに、災害対策が的確かつ円滑に行われるよう努める。

さらに、町本部のもとに防災活動の基本方針等を協議決定する町本部会議を設置し、迅速かつ的確な災害応急対策の実施を行う。

町本部は、次の基準により設置し、災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策が概ね終了したと認めるとき廃止し、直ちにその旨を県に報告するとともに防災関係機関、住民等に対し通知及び公表する。町本部を設置したときには、町本部の標識を役場玄関及び町本部室前に掲示する。

① 設置基準

ア. 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要すると町長が認めるとき。

イ. 災害が発生し又はその規模範囲から特に対策を要する場合において町長が必要と認めるとき。

ウ. 災害救助法の適用を受けるような災害が発生したとき。

② 廃止基準

ア. 発生が予想された災害に係る危険がなくなると町長が認めたとき。

イ. 災害に係る応急対策が概ね終了したと町長が認めるとき。

3. 町本部の構成と任務

町本部の構成と任務は以下によるほか、災害対策基本法並びに邑南町防災会議条例、邑南町災害対策本部条例に定めるところによる。

① 町本部会議の構成及び任務

ア. 町本部会議は、本部長、副本部長及び各部の部長、班長等をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

イ. 本部長は、町本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要に応じて町本部会議を招集する。

ウ. 町本部会議の協議事項を次のとおり定める。

a. 町本部の災害体制に関すること。

b. 災害情報及び被害状況の分析、並びに災害対策の推進に関すること。

エ. 町本部会議の庶務は危機管理室が担当する。

オ. 町本部を設置しない場合における災害対策に関する事項を協議するときは、町本部会議に準じて行うものとする。

② 町本部連絡会の構成と任務

ア. 町本部連絡会は町本部会議の補助機関として、本部長が必要と認め指名した町課長補佐級以上の者をもってその都度総務部長が招集して構成し、災害対策に関する事項を処理するものとする。

イ. 町本部連絡会の任務を次のとおり定める。

a. 町本部会議等の決定事項など所属担当部に連絡する。

b. 各部で得た情報又は各部で決定もしくは処理した事項等で、町本部又は他の部へ連絡する必要があると認められる事項などについての報告もしくは連絡を行う。

c. 各部の所掌が明らかでないもの、又は二つ以上の部にまたがるものの調整を行う。

ウ. 町本部連絡会の庶務は危機管理室が担当する。

エ. 町本部を設置しない場合には町本部連絡会に準じて行うものとし、構成任務は以下に定める。

◇ 町本部設置前の会議

関係課長会議（協議）	
構 成 員	総務課長、管財課長、地域みらい課長、財務課長、商工観光課長、会計課長、議会事務局長、町民課長、福祉課長、保健課長、建設課長、農林振興課長、水道課長、学校教育課長、生涯学習課長、瑞穂支所長、羽須美支所長及びその他必要な職務者
任 務	災害対策の協議に関すること 動員に関すること

4. 町本部の設置場所

町本部は、災害の程度により町本部室を総務課内又は本部長の指定する場所に設置する。

5. 各災害対策部等の任務分担

各災害対策部の部長は、本部長の命を受けて部の所掌事務又は業務を掌理し、所属部員を指揮する。

各災害対策部等の所掌事務又は業務は、以下に掲げるとおりである。

部名 (部長)	班名 [担当課名]	分 掌 事 務
総務部 (部長) 総務課長 (副部長) 管財課長	危機管理班 [危機管理室] (班長) 総務課長 (兼)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の運営、庶務に関すること。 2 災害対策の総合計画に関すること。 3 本部会議に関すること。 4 本部事務局に関すること。 5 本部員の動員に関すること。(本部連絡員/現地連絡員の配置を含む) 6 各部からの災害情報の収集及び被害状況の取りまとめに関すること。 7 県その他防災関係機関に対する連絡及び被害状況等の報告、提供に関すること。 8 県、消防、警察、自衛隊、隣接市町村等に対する応援出動(派遣)の要請に関すること。 9 消防団との連絡調整に関すること。 10 消防団の動員に関すること。 11 水防活動に関すること。 12 住民の避難勧告及び指示に関すること。 13 各災害被害収集情報の集約、報告に関すること

部名 (部長)	班名 〔担当課名〕	分 掌 事 務
	総務班 〔総務課〕 〔管財課〕 〔議会事務局〕 (班長) 総務課長(兼)	1 他市町村との連絡調整に関する事。 2 交通関係について警察との連絡調整に関する事。 3 災害警備体制に関する事。 4 配車計画及び車両確保に関する事。 5 安否確認、捜索、救助の総括に関する事。 6 電話並びに防災行政無線等の送受信に関する事。 7 災害時のアマチュア無線に関する事。 8 備蓄物資に関する事。 9 応急対策実施状況の総括、取りまとめに関する事。 10 激甚災害指定手続きに関する事。 11 危険物施設等の応急対策、復旧に関する事。 12 緊急輸送に関する事。 13 復興計画に関する事。 14 各部との連絡調整に関する事。 15 被災職員に対する給付その他の福利厚生に関する事。 16 災害時の町議会の運営に関する事。 17 県、国等の災害地視察に関する事。 18 情報推進室との連絡調整に関する事。 19 町有財産の保全及び被害調査に関する事。 20 災害に係る物品の購入契約に関する事。 21 庁舎の警備に関する事。 22 報道関係機関との連絡調整に関する事 23 被災地籍の調査に関する事。 24 他班に属さない事項に関する事。
	情報班 〔情報推進室〕 (班長) 総務課長(兼)	1 災害対策記録、写真等の整備に関する事。 2 災害情報、被害状況、災害対策活動等の広報に関する事。 3 本部長の指示により各班の応援に関する事。
	財政班 〔会計課〕 〔財務課〕 (班長) 会計課長	1 災害対策に必要な財政措置に関する事。 2 災害に係る町費の出納に関する事。 3 義援金品の収配に関する事。 4 本部長の指示により各班の応援に関する事。
	定住班 〔地域みらい課〕 (班長) 地域みらい課長	1 輸送機関等の公共交通機関対策に関する事。 2 地域みらい課関係施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関する事。 3 救援物資等の受付、保管、仕分け、配分に関する事。 4 本部長の指示により各班の応援に関する事。
	商工班 〔商工観光課〕 (班長) 商工観光課長	1 災害時における観光客の避難誘導、救助等安全対策に関する事。 2 観光商工施設、商工業関係の被害調査、報告及び必要な対策に関する事。 3 被災商工業者に対する融資に関する事。 4 災害に関連した失業者の対策に関する事。 5 その他応急商工対策に関する事。 6 本部長の指示により各班の応援に関する事。

部名 (部長)	班名 〔担当課名〕	分 掌 事 務
町民部 (部長) 町民課長 (副部長) 財務課長	町民班 〔町民課〕 (班長) 町民課長 (兼)	1 災者名簿の作成等一般に災者の被害状況の取りまとめに関する事。 2 災証明の発行に関する事。 3 災害救助法による救助計画及びその実施に関する事。 4 被災者相談窓口設置に関する事。 5 住民及び外国人の安否情報に関する事。 6 不明者の身元確認に関する事。 7 災害時の埋葬等に関する事。 8 災害対策のための労務者の確保に関する事。 9 国民年金の免除等に関する事。 10 災害による廃棄物処理対策に関する事。 11 被災地のゴミ、し尿の収集処理に関する事。 12 本部長の指示により各班の応援に関する事。
	税務班 〔税務課〕 (班長) 財務課長 (兼)	1 被災家屋(土地)及び居住者の調査及び報告に関する事。 2 被災納税者の調査及び減免等の措置に関する事。 3 本部長の指示により各班の応援に関する事。
福祉部 (部長) 福祉課長 (副部長) 福祉課長補佐	福祉班 〔福祉課〕 (班長) 福祉課長 (兼)	1 社会福祉施設及び児童福祉施設の被害調査並びに必要な対策に関する事。 2 避難所等の開設及びその維持管理に関する事。 3 住民の避難誘導に関する事。 4 災害用食料及び衣料、生活必需品物資の確保及び配分に関する事。 5 炊き出し及びその他避難者の援護に関する事。 6 被災者に対する生活保護に関する事。 7 被災者生活再建支援法に関する事。 8 被災地民生安定に関する事。 9 保育所の被害調査・報告、保育所乳幼児等の避難、安全措置及び必要な対策に関する事。 10 応急保育計画に関する事。 11 要配慮者への支援対策に関する事。 12 社会福祉施設等が地域住民の避難救助等に利用される場合の必要な措置に関する事。 13 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 14 ボランティア要員の要請・受入れに関する事。 15 生活資金等に関する事。 16 災害弔慰金等に関する事。 17 本部長の指示により各班の応援に関する事。
保健部 (部長) 保健課長 (副部長) 保健課長補佐	保健班 〔保健課〕 〔阿須那診療所〕 (班長) 保健課長(兼)	1 保健衛生施設並びに医療機関の被害調査、報告及び必要な対策に関する事。 2 医療救護班等応急救助に関する部外機関との連絡に関する事。 3 災害時の病床確保、医療、助産に関する事。 4 患者の収容に関する事。 5 医療品及び衛生資材の確保並びに配分に関する事。 6 被災家屋の消毒に関する事。 7 環境衛生、食品衛生の指導及び劇毒物の安全対策に関する事。 8 避難所等の保健衛生等に関する事。

部名 (部長)	班名 〔担当課名〕	分 掌 事 務
		9 その他応急衛生対策に関すること。 10 本部長の指示により各班の応援に関すること。
建設農林部 (部長) 建設課長 (副部長) 農林振興課 長	建設班 〔建設課〕 (班長) 建設課長 (兼)	1 公共土木施設及び町有施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 2 河川、橋梁等の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 3 道路交通不能箇所の調査、連絡及び交通規制に関すること。 4 家屋の浸水被害の取りまとめに関すること。 5 建設業者との連絡調整に関すること。 6 建設機械及び建設資材の調達に関すること。 7 応急危険度判定に関すること。 8 住宅等建築物の被害調査、報告及び必要対策に関すること。 9 応急仮設住宅等の建設、住宅の応急修理に関すること。 10 町営住宅等建築物の被害調査、報告及び必要対策に関すること。 11 屋外収容施設の設置に関すること。 12 建築資材の調達及びあっせんに関すること。 13 電気、通信設備の応急対策、復旧に関すること。 14 障害物の除去に関すること。 15 その他の応急土木対策及び他班に属さないこと。 16 本部長の指示により各班の応援に関すること。
	農林班 〔農林振興課〕 (班長) 農林振興課 長(兼)	1 農地、農作物及び農業用施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 2 農作物被害に対する技術的指導に関すること。 3 農作物の防疫に関すること。 4 被災農家の災害融資に関すること。 5 被災地における農作物種苗及び生産資材等のあっせんに関すること。 6 農業団体との連絡調整に関すること。 7 林産物、林道、林業用施設及び治山施設等の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 8 林産物被害に対する技術的指導に関すること。 9 流木の被害対策に関すること。 10 災害用木材の調達及び払い下げに関すること。 11 災害地における林業種苗及び生産資材等のあっせんに関すること。 12 被災林業家の災害融資に関すること。 13 牧野、牧野施設及び家畜、家畜施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 14 被災農家の災害融資に関すること。 15 死亡獣畜の処理に関すること。 16 主要食料の確保に関すること。 17 本部長の指示により各班の応援に関すること。
水道部 (部長) 水道課長 (副部長) 水道課長補 佐	上下水道班 〔水道課〕 (班長) 水道課長 (兼)	1 上水道施設の被害調査及び必要な対策に関すること。 2 下水道施設の被害調査及び必要な対策に関すること。 3 仮設トイレの調達、設置に関すること。 4 飲料水等の確保及び供給に関すること。 5 浴場用水及び入浴設備の確保に関すること。 6 本部長の指示により各班の応援に関すること。

部名 (部長)	班名 〔担当課名〕	分 掌 事 務
教育部 (部長) 学校教育課 長 (副部長) 生涯学習課 長	学校教育班 〔学校教育課〕 (班長) 学校教育課 長(兼)	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育施設の被害状況、報告及び必要な対策に関すること。 2 児童、生徒の避難に関すること。 3 小中学校の避難所等使用に関すること。 4 教科書、学用品等の調達及び配分に関すること。 5 災害時における応急教育計画に関すること。 6 教員の動員に関すること。 7 授業料の減免措置に関すること。 8 学校給食施設、設備の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 9 その他応急文教対策及び他班に属さないこと。 10 本部長の指示により各班の応援に関すること。
	生涯学習班 〔生涯学習課〕 (班長) 生涯学 習課長(兼)	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 2 災害時の文化財の保護及び被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 3 体育館、公民館等の避難所等使用に関すること。 4 避難所等への炊き出し等の支援に関すること。 5 社会教育施設が地域住民の避難救助等に利用される場合の必要な措置に関すること。 6 本部長の指示により各班の応援に関すること。
邑南町消防団 (部長) 消防団長 (副部長) 消防団副団 長	消防団本部 〔消防団〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団員の動員に関すること。 2 消防、水防施設の整備に関すること。 3 水害、火災その他の災害に係る救助業務に関すること。 4 消防活動に関すること。 5 水防活動に関すること。 6 行方不明者の捜索に関すること。 7 けが人等の救助に関すること。 8 火災、その他災害の予防に関すること。 9 災害発生による情報の収集及び広報に関すること。 10 住民の避難誘導に関すること。 11 町内巡回警戒に関すること。 12 その他本部長が指示する災害応急対策に関すること。 13 本部長の指示により各班の応援に関すること。
支所災害対策 本部連絡室 ・瑞穂支所 ・瑞穂支所 ・羽須美支所 (室長) 各支所長 (副室長) 各窓口業務 部 課長補佐	支所窓口班 ・瑞穂支所 〔窓口業務部〕 ・羽須美支所 〔窓口業務部〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部支所連絡室の連絡調整・運営・庶務に関すること。 2 災害対策本部支所連絡室の動員に関すること。 3 その他危機管理班、総務班、情報班、財政班、定住班、商工班、町民班、税務班、福祉班、保健班の指示による事務に関すること。
	支所事業班 ・瑞穂支所 〔事業部〕 ・羽須美支所 〔事業部〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部支所連絡室の連絡調整・運営・庶務に関すること。 2 本部建設班、農林班、上下水道班の指示による事務に関すること。

6. 町本部配備体制の基準

災害の防止、軽減並びに災害応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、町本部においては次のとおり災害に対処する体制を整えるものとする。

7. 人員の派遣

災害の種類、規模、被災の範囲等状況により、動員計画の定めるところの必要な人員を配置する。

① 町本部連絡員の配置

ア. 町本部連絡員配置の時期は、第二災害体制が発令され、町本部が設置された時とする。

この場合、各部の連絡員（伝令）1名は、本部事務局において待機する。

イ. その他常時状況を把握して町本部と所属する部との連絡に当たる。

8. その他

町本部を設置するに至らない程度の災害の場合は、町本部組織に準じた体制をもって対処するものとする。

◇ 風水害等災害配備体制基準

	時 期	決 定	動員内容の概要	処理事項
準備体制	1. 注意報が発令され警報に切替る可能性有、初期の警報発令 2. 河川の水位が水防団待機水位を超える可能性がある。	総務課長 (必要に応じ支所長と協議)	1. 危機管理室職員、建設課長、建設課課長補佐 2. 支所長、支所消防防災担当者、事業部補佐 3. 指名職員	1. 情報の収集 2. 庁内への連絡 3. 県央県土整備事務所、川本警察署、江津邑智消防組合川本消防署への連絡
災害第1体制	1. 大雨警報が発表され、あるいは河川が水防団待機水位を超える等災害発生の危険がある場合。 2. 気象警報が発表された場合。 3. 土砂災害危険度情報がレベル1 4. 軽微な災害が発生した場合で必要と認めた場合。	総務課長 (必要に応じ支所長と協議)	1. 課長、支所長、課長補佐の職員、総務課員、指名職員 2. 消防団職員を必要と認める範囲で動員する。	1. 地域防災計画による業務点検。 2. 災害予防に必要な措置及び指示 3. 防災資材の確保または整備。 4. 県央県土整備事務所、川本警察署、江津邑智消防組合川本消防署への連絡 5. 災害発生状況等把握
災害第2体制	1. 土砂災害警戒情報発表あるいは土砂災害危険度情報レベル2又は3 2. 河川の水位が氾濫注意水位を超える等災害の危険が極めて増大した場合。 3. 災害が発生した場合で必要と認めた場合。	(町本部設置前) 総務課長 (町長と協議) (町本部設置後) 町長 (災害対策本部長) が決定する。	1. 第1災害体制より、係長・主任を増員 2. 状況に応じ関係機関に協力要請 (動員協力機関) 1. 島根県農業協同組合 2. 邑南町社会福祉協議会 3. 邑智郡森林組合 4. 邑南町商工会 5. 邑南町建設業協会 (注)いずれも町長が必要と認める範囲で要請する。	第一災害体制での処理事項のほか次の事項を処理する。 (町本部設置前) 1. 各課等において応急対策準備 2. 調査班形成、調査開始 3. 必要と認める災害対策 (町本部設置後) 1. 各部等において応急対策開始 2. 調査班増員 3. 必要と認める災害対策
災害第3体制	1. 土砂災害警戒情報発表あるいは土砂災害危険度情報レベル4、河川の水位が氾濫危険水位に到達している等、大規模な災害が発生するおそれがあるとき。 2. 災害の規模および範囲から、特に対策を要するとき。	町長 (災害対策本部長) が決定する。	1. 主任主事以下職員の増員。 2. 町内における防災関係機関及びその他の防災上重要な施設の管理者に対し、町長 (本部長) が動員を要請する。	災害対策全般
特別災害体制	町内に突発的な事故及び災害が発生した場合で必要と認めたとき。	町長が決定する。	町長が決定する。	その都度町長が指示する。

(注)動員後の責任者

- | | | |
|-----------|-------|----------------------------------|
| 1. 災害第1体制 | …………… | 各関係担当課長、支所長 |
| 2. 災害第2体制 | …………… | 町本部設置前：各関係課長、支所長
町本部設置後：各 班 長 |
| 3. 災害第3体制 | …………… | 町本部各班長 |

第2. 動員計画

【基本方針】

邑南町に災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、災害の種類、規模、被災の範囲、時期等災害の状況によって災害体制を決定し、配備要員の範囲を定め、職員及び消防団員の動員を行うとともに、必要に応じ警察官等関係機関の出動を要請するものとする。

【実施内容】

1. 災害発生時の初動体制

災害発生直後には行政としても組織だった行動をとることが困難であり、混乱した状況が発生することが予測される。このような被災直後の行動については後述するような組織的な応急対策計画を実施することは難しい。そのため応急対策とは別に被災直後の初動体制を検討し、突発的な災害発生時における緊急行動基準等の体制を整え初期の応急活動を実施する。

① 責任者が不在の場合

ア. 災害対策本部（以下「町本部」という。）の設置責任者の明確化

通常の災害の場合には、町長が本部長として町本部を設置するが、突発的な災害発生の場合には、在庁職員の中で最上級者が町長に代行し、直ちに町本部を開設する。

イ. 災害発生現場における指揮、行動の責任・権限の明確化

町本部設置以前に、人命救助、消火活動等の緊急災害対策活動に職員が従事する場合、災害発生現場の指揮は先に到着した者が執るものとし、より適格者が到着した時に状況を報告し、指揮の交代を行う。又、その場での資材の調達等、代価の支払うべき資材調達等の行為が発生した場合は、従事職員の判断で行うものとする。

② 初動能力の確保

災害に対しては日常的な用意が不可欠であり、職員の対応能力を確保するため、資材の保持、技術研修を推進する。

ア. 職員の初動能力向上のための研修活動

住民の希望者や職員に対する応急手当の訓練や災害救助訓練を定期的を実施し、初動能力の向上と保持を図る。

2. 動員の伝達系統及び方法

① 平常執務時の伝達及び系統

総務部長は、町本部が設置された場合（町本部に準ずる体制の場合も同じ）、本部長（町長）の指示に従い、各対策部長に対し定められた配備体制を指令する。

各対策部長は、直ちに所属部員（職員）又は消防団員に連絡して、所掌事務又は業務を実施する体制を確立するものとする。

町職員及び消防団員の動員伝達の系統は、別図のとおりである。

② 休日又は退庁後の伝達

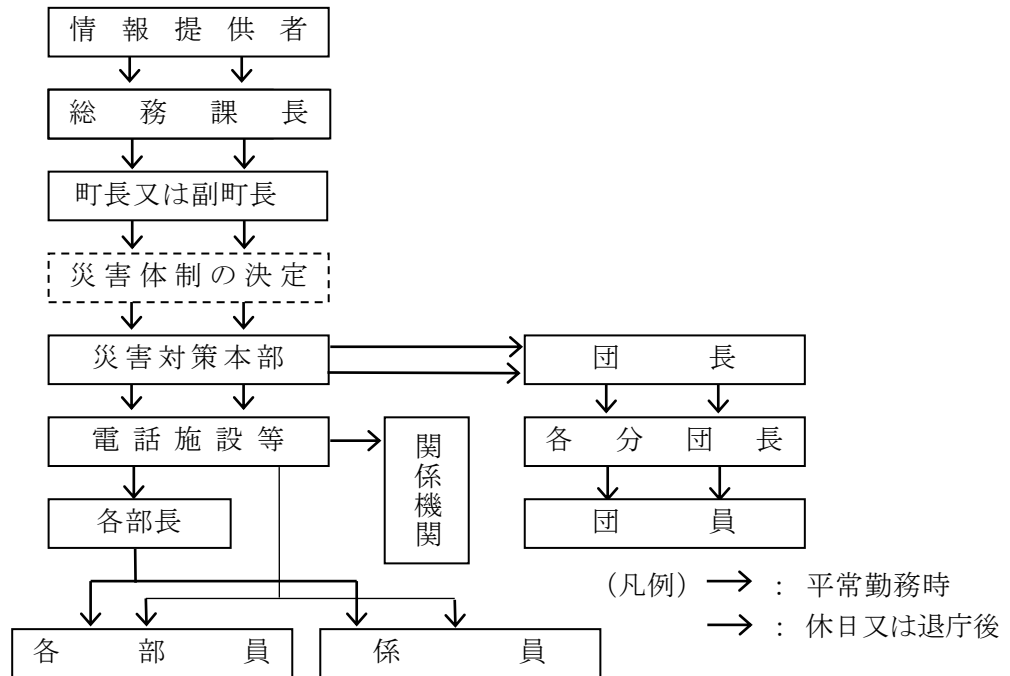
ア. 退庁後における各対策部員の連絡方法

各対策部長は、所属部員の住所及び電話、その他連絡の方法を把握しておき、直ちに動員できるよう措置するものとする。

③ 連絡の方法

町本部の設置、災害体制の決定及び動員の通知は、口頭伝達、電話電報、防災行政無線、伝令のほか消防法において定められている出動信号等最も迅速な方法で行うものとし、必要とするときは、二又は三方法を併せ行い伝達の徹底を期するものとする。

◇ 動員伝達系統図



3. 動員配備

① 平常勤務日の動員配備

動員された職員は、直ちにその所属する部の部長及び連絡室の室長の指揮下に入り、その指示に従って所掌事務を遂行しなければならない。ただし、特別に指示があった者はこの限りでない。

② 勤務時間外の動員配備

勤務時間外又は休日に動員された職員は、直ちに役場又は指示された場所に集合し、所属する部の部長の指揮を受けなければならない。

なお、職員は、勤務時間外又は休日に災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある情報を察知したときは、その状況により、所属部長等と連絡の上、又は自らの判断により登庁するものとする。

③ 動員配備確立後の報告

本部長（町長）等の配備体制の指示に基づき、各対策部が体制の確立を完了したときは、直ちに本部長に報告するものとする。

④ 各対策部間の応援

災害の状況により災害対策実施に緩急が生じ又は局限（範囲を限ること）されるときは、本部長は必要に応じ、各対策部の所属する職員を他の対策部に応援させるものとする。

4. 消防団員の動員

① 緊急動員

消防団の動員は、町長が消防団長を通じてこれを行うが、緊急の場合でそのいとまのない時は、分団長はそれぞれの属する消防団員を動員することができる。

ただし、この場合動員した時刻、動員の範囲等を速やかに消防団長に報告しなければならない

ない。

② 公共施設に対する出動

管理権限の明確な公共施設又は重要な施設に対する出動は、地上構造物の火災を除き、原則としてその管理者の要請により出動するものとする。

5. 応援要請

災害の規模が大きく、災害対策を実施するため町の災害対策要員をもっては応急対策を実施することができないときは、本部長は県、他市町村又は自衛隊に対し応援を要請し、必要な対策要員の確保を図る。

6. その他

① 動員等に関する記録

各対策部長や消防団分団長等の責任者は、災害対策のための動員を行った場合及び応援を受けた場合、その始期及び終期、人員、作業内容等必要な事項を明確に記録しておくものとする。

② 災害対策要員の標示等

動員された職員、又は応援のため派遣された県又は他市町村の職員は、「災害対策本部」の名を記載したビブスを着用することとし、消防団員等、服装が定められているものは、作業の如何を問わずこれを着用しなければならない。

第 2 節 災害情報の収集・伝達

町及び防災関係機関は、災害情報、被害情報、応急措置等の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関等に情報を提供する。

第 1 . 情報管理体制の確立

【基本方針】

被害状況その他災害の状況の報告、収集等災害時における通信等の方法は、無線及び有線通信の普通利用によることが原則であるが、通信回線の輻輳や混信、さらには大規模災害が発生した場合には通信の寸断も予測される。いかなる事態においても的確で迅速な情報連絡を行うために、多様な通信手段を確保しておくものとする。

【実施内容】

1. 通信連絡システムの整備

- ① 町、県及び各防災関係機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう、有線及び無線を通じた連絡システムを整備する。
- ② 町、県及び各防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。
- ③ 災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

2. 有線電話及び電報の優先利用

① 一般電話及び電報

ア. 非常緊急通話用電話

a. 非常・緊急通話用電話の承認

町、県及び各防災関係機関は、災害時における非常通話等の迅速化と円滑化を図り、かつ集中を避けるため、非常緊急通話用電話(加入電話)をあらかじめNTT西日本に申請し、承認を受けておく。

b. 非常通話

災害その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合は、市外電話についてすべての通話に優先して接続される。

非常通話の申し込みは102番を呼び出し申し込む。又、NTT西日本より「災害時優先電話のシール」を貼った電話より直接、防災関係機関に電話すると交換機で自動的に優先電話としてかかるようになっている。

c. 緊急通話

緊急通話は、火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他これに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、その事実を知った者がその予防、救援、復旧等に直接関係ある機関との間又はこれらの機関相互に行うものに対して一般通話に優先して接続される。

申し込みにあたっては、あらかじめ前記 a. により承認を得た非常緊急通話用電話から申し込む。

② 専用通信施設の利用

災害により公衆通信施設の利用ができない状態になった場合の災害関係通知、要請、伝達又は警告あるいは応急措置の実施に必要な通信が緊急かつ特別を要するものである場合には、次に掲げる通信施設を利用し、又は利用することができるので総務課長は、関係機関と事前に協議し、通信の内容手続きを定めておく。

- ア. 警察通信施設（川本警察署）
- ウ. 鉄道電話

- イ. 中国電力通信施設
- エ. 自衛隊の有線通信施設

3. 無線通信施設の利用

災害時においては、防災行政無線、警察等無線局においても、その業務上の通信のため無線通信も極めて集中するので、有線通信施設被災のため他に方法のない場合に限り、無線通信を利用する。なお、総務課長はあらかじめ利用方法について当該施設管理者と十分協議しておく。

① 非常無線通信

ア. 非常無線通信利用上の基本条件

無線局が指定された通常の目的事項以外の通信を行なうときは、電波法 52 条の規定により非常無線通信の取り扱いとなるので、次の基本条件を留意のうえ利用する。

- a. 非常無線通信は、人命財産の危急に関するとき等災害の事態に際して発動し得る無線連絡方法であること。
- b. 非常無線通信の依頼を受けた無線局は、これを疎通させる義務を有するとはいえ、災害時においては各無線局の疎通能力も相当低下する上、当該通信系本来の災害対策通信が集中し、無線局はこれらの通信確保に全力を挙げなければならない状況にあるので、依頼にかかる非常通信を取扱う余裕のない場合もあること。
- c. 非常無線通信の実施を要する者は、その場合公衆通信施設が利用出来ない条件にあることを確認しなければならないが、非常無線通信を実施すべきか否かの判断は、原則として依頼を受けた当該無線局の免許人がなすべきものであること。

イ. 非常無線通信の内容

無線を利用できる非常通信の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。

- a. 人命の救助に関するもの。
- b. 天災の予報及び天災のその他災害の状況に関するもの。
- c. 緊急を要する気象、火山等の観測資料。
- d. 非常事態が発生した場合に、総務大臣が命令を発して無線局に非常通信を行わせるときの指令及びその他の指令。
- e. 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他秩序の維持、又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- f. 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの。
- g. 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの。
- h. 遭難者の救護に関するもの。
- i. 非常災害事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- j. 鉄道線路、道路電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- k. 防災機関相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労力、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- l. 災害救助法、災害対策基本法の規定に基づき、知事から発する従事又は協力命令に関するもの。
- m. 災害の救援に重大な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞社、通信社又は放送局が発受するもの。

ウ. 災害対策用移動通信機器等の貸与

災害の応急復旧に必要な通信を用途とする場合においては、総務省中国総合通信局（窓口：県防災危機管理課）に対し「緊急貸与要請書」を提出し、移動通信機器等の貸与を受ける。

4. 有線通信途絶時における措置

有線通信施設が被災のため通信途絶の状態になった場合、災害対策に重大な支障をきたすおそれがあるので、直ちに次の措置を講ずる。

- ① 最寄りの県関係地方機関及び警察署へ適当な方法により有線電信電話が不通になった旨連絡する。
- ② 有線通信及び無線通信施設の使用が全く不可能になったときの伝令系統について、町はあらかじめ定めておくものとする。

5. 総合防災情報システムの活用

災害時において、被害情報等の収集、県や防災関係機関との通信・連絡、気象観測情報・基礎情報等の各種情報の収集・検索、災害発生即報等の登録等総合防災情報システムを効果的に活用することが可能であるため、常にシステムの防災端末を立ち上げ、運用体制を確立する。

第 2. 気象等予警報等の伝達計画

【基本方針】

気象、災害、火災等に関する予警報等の収集及び発表、伝達は災害予防上極めて重要であるが、その取扱いについては次のとおりとする。

【実施内容】

1. 予警報等の種類

気象等予警報、気象等情報、火災警報及び知事、町長等が行う通報、警告（以下「予警報等」という。）の種類は以下のとおりとする。

- ① 気象等予警報とは、気象業務法第 13 条に基づく気象、地象、洪水等に関する注意報及び警報、及び同法第 13 条の 2 に基づく特別警報をいう。
- ② 気象等情報とは、同法第 11 条にいう気象、地象及び水象に関する情報をいう。

2. 伝達体制の整備

町及び関係機関においては、予警報等が関係者に対し、迅速かつ正確に伝達されるよう伝達体制の整備を図る。

なお、特に休日、夜間における体制について留意し関係機関相互に徹底を図る。

3. 気象等予警報・情報の発表及び伝達

① 気象等予警報の発表

ア. 気象等予警報については、気象業務法に基づき、松江地方気象台が発表する。そのうち特に災害と関係のある注意報・警報の種類及び発表基準は以下のとおりとする。

イ. 防災上必要と考えられる場合、松江地方気象台は注意報・警報を発表する。

② 気象等情報の発表

気象等情報については、気象業務法に基づき松江地方気象台が気象等の予報に関係のある台風やその他の異常気象等について発表する。なお、気象情報等のうち、「島根県記録的短時間大雨情報」は、アメダス及び気象庁以外の機関の雨量又は解析雨量で 1 時間の降水量が県東部及び県西部で 100mm の雨量を観測又は解析した場合に発表する。

◇ 気象等予警報の種類及び発表基準(邑南町)

種 類		発 表 基 準	
注 意	風雪注意報	風雪によって被害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上になると予想される場合。	
	強風注意報	強風によって被害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s 以上になると予想される場合。	
	大雨注意報	大雨によって被害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には邑南町が次の条件に該当する場合である。 表面雨量指数基準 6 若しくは土壌雨量指数基準 89 を満たした場合。	
	大雪注意報	大雪によって被害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。12 時間の降雪の深さが山地で 20 cm 以上になると予想される場合。	
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上 100m 以下が予想される場合。	
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。	
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度西部で 60% 以下、最小湿度 40% 以下になると予想される場合。(湿度の値は、気象官署の値とする。)	
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線とうに被害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが山地で 30 cm 以上になり、気温が -1℃ ~ 2℃ になると予想される場合。	
	霜注意報	晩霜によって農作物に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。4 月上旬から 5 月中旬までの最低気温が 3℃ 以下になると予想される場合。	
	低温注意報	低温によって農作物に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が山地で -8℃ 以下になると予想される場合。	
報	洪水注意報	洪水注意報	具体的には次の流域雨量指数基準に達し、洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 八戸川流域=10.8、田津谷川流域=3.2、鹿賀谷川流域=3.6、濁川流域=12.7、角谷川流域=3.8、宇都井谷川流域=5、出羽川流域=11.8、長瀬川流域=9.4、日和川流域=4、日貫川流域=7.6、生家川流域=3.9、井原川流域=8、馬野原川流域=3.8、新山川流域=3.5、矢上川流域=9.6、福原川流域=4.3、長田川流域=4.8、雪田川流域=4.9、高見川流域=4.6、円ノ板川流域=4.8、岩屋川流域=3.9、亀谷川流域=4.4、高水川流域=6、道明川流域=4.5、大草川流域=3.2、小林川流域=5、久喜川流域=5.4

注 意 報	種 類		発 表 基 準	
	なだれ注意報	なだれ注意報	具体的には次のいずれかの条件に該当し、なだれによって被害が起こるおそれがあると予想される場合。	(1)積雪 100 cm以上。 (2)積雪が 50 cm以上あり、30 cm以上の降雪が予想されるとき。 (3)積雪が 50 cm以上あり、最高気温が 8℃以上と予想される場合。(最高気温の値は気象官署の値とする。) (4)積雪が 50 cm以上あり、かなりの降雨が予想される場合。
地面現象注意報	地面現象注意報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。		
浸水注意報	浸水注意報	浸水によって災害が予想される場合。		
警 報	気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 20m/s 以上になると予想される場合。	
		暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で 20m/s 以上になると予想される場合。	
		大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には邑南町が次の条件に該当する場合である。 表面雨量指数基準 1 3 若しくは土壌雨量指数基準 149 を満たした場合。	
		土砂災害警戒情報	大雨警報発表中、大雨による土砂災害の危険度が高まったとき発表される。 60 分積算雨量と土壌雨量指数を基準とする。	
		大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 12 時間の降雪の深さが山地で 35 cm 以上になると予想される場合。	
警 報	洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の流域雨量指数基準に到達した場合。 八戸川流域=13.5、田津谷川流域=4、鹿賀谷川流域=4.6、濁川流域=15.9、角谷川流域=4.8、宇都井谷川流域=6.3、出羽川流域=14.8、長瀬川流域=11.7 日和川流域=5、日貫川流域=9.5、生家川流域=4.9、井原川流域=10、馬野原川流域=4.8、新山川流域=4.4、矢上川流域=12、福原川流域=5.4、長田川流域=6、雪田川流域=6.2、高見川流域=5.8、円ノ板川流域=6、岩屋川流域=4.9、亀谷川流域=5.5、高水川流域=7.5、道明川流域=5.6、大草川流域=4、小林川流域=6.3、久喜川流域=6.8	
	地面現象警報	地面現象警報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。	
	浸水警報	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。	
特 別 警 報	気象特別警報	暴風特別警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると著しく大きく予想される場合。 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。	
		暴風雪特別警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると著しく大きく予想される場合。 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。	

特 別 警 報	種 類		発 表 基 準
	気 象 特別警報	大 雨 特別警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると著しく大きく予想される場合。 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。
		大 雪 特別警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると著しく大きく予想される場合。 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
地面現象 特別警報	地面現象 特別警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると著しく大きく予想される場合。 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。	

(注1) 発表基準欄に記載した数値は、島根県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。

(注2) 注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。又、注意報、警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に新たな注意報、警報に切り換えられる。

(注3) 地面現象注意報、警報、浸水注意報、警報は標題を出さないで関連する気象注意報、気象警報に含めて行う。

4. 町長が行う警告、情報の発表

気象、地象の異常現象を発見し、若しくは通報を受けた場合必要と認めた時は、町長は直ちに住民に対して警告し、又は情報を発表する。ただし、この場合に次の事項に留意する。

- ① 情報の出所を明確にし、これを確認した後発表すること。
- ② 警告又は発表の機を失しないようにすること。
- ③ 一般町民にいたずらな不安を与えないよう注意すること。

5. 気象等予警報の伝達系統及び方法

① 予警報取扱い責任者

予警報取扱い責任者は、総務課長とする。

② 予警報の取扱い

気象等予警報は、原則として県が防災行政無線で町に通報することとなっている。

予警報取扱責任者は、予警報を受信したら直ちに町長、副町長に連絡し、所在の官公署、団体、学校、その他の施設及び一般住民に対して、予警報発令に伴う必要な事項を周知徹底させるものとする。

③ 伝達系統

具体的な通報先及び系統図は以下のとおりとする。

④ 勤務時間外の予警報の取扱い

勤務時間外の予警報は宿日直員が防災行政無線で受信し、直ちに総務課長に通報するものとする。

又、受信した宿日直員は、総務課長の指示により町長、副町長に連絡し、その指示をあおぎ予警報発令に伴う必要な事項を所在の官公署、団体、学校等の施設及び一般住民に対し、伝達の措置をとらなければならない。

⑤ 伝達、周知方法

伝達、周知は、伝達系統により、次の方法で迅速に行うものとする。

ア. 役場内

庁内放送等を通じて速やかな周知をはかる。ただし、連絡所等出先機関に対しては電話又は有線放送によるものとする。

イ. 他の官公署及び重要な施設の管理者等

電話又は無線放送等を通じて行うものとする。

ウ. 一般住民

情報の周知は原則として防災行政無線、電話連絡、ケーブルテレビ、島根県総合防災情報システム、インターネットによる広報、文書又は口頭連絡、広報車もしくは集落等を通じて伝達する。

広報の方法	範 囲	
	特定地域	町内全般
行政用無線	○	○
電話連絡	○	
ケーブルテレビ		○
県総合防災情報システム (コモンズ、緊急速報メール)		○
インターネットによる広報		○
伝令(文書連絡、口頭伝達)	○	
広報車	○	○

広報は努めて防災行政無線により全町に周知することを重点とし、事前準備のため、その余裕を与えることに注意し、予警報等の種別により被害が激甚であり、かつ早期に到来すると認められる地域にあつては部分的に優先して広報周知し、被害を最小限に留めるよう留意する。

⑥ 気象情報の収集

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、江津邑智消防組合は、同署において行っている気象観測を災害体制観測に切替え、その結果を観測時点毎に町長に報告するものとする。

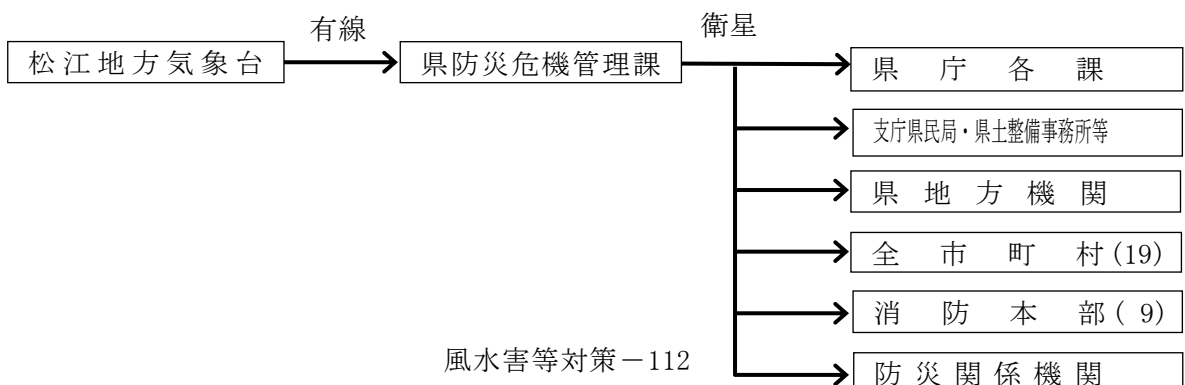
⑦ 予警報等伝達体制の確立

町は、予警報等伝達体制を確立し、予警報等が関係者に対し迅速かつ正確に伝達されるよう努める。

また、県総合防災情報システムにおいては、松江地方気象台、気象情報提供事業者(㈱ウェザーニューズ)、水防情報システム、土砂災害予警報システム、山崩れ発生予知施設等が県のサーバーとつながっており、各関係機関の端末で気象情報等を受信し、また、気象台等へ気象観測情報等を送信することが可能で、端末の画面等においては、島根県に発令された各種注意報、警報等をポップアップ画面で表示できるようになっている。

そのため、関係職員等は、注意報、警報等のポップアップ画面が表示された場合、確認作業を行い、気象観測情報の収集、職員の招集等注警報等に対応して行うべき業務を実施するものとする。

県総合防災情報システムによる気象予報及び警報等の伝達経路図



6. 火災警報等の伝達（消防法第 22 条、災害対策基本法第 55 条、第 56 条）

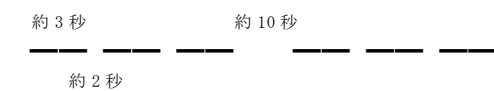
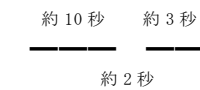
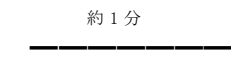
松江地方気象台は、消防法に基づき、次のような火災の予防上危険な気象状況であると認めるときに、島根県知事に「火災気象通報」を行う。

- ① 西部 実効湿度 55%以下で最小湿度 40%以下になると予想される場合。
- ② 平均風速 15m/s 以上が 1 時間以上継続すると予想される場合（基本的に降水なし）。

島根県知事は通報を受けた後、ただちに町長に通報し、町長はこれを受けて「火災警報」を発表する。

火災警報はこの他にも、町長が自ら危険であると認めたとときにも発表できる。

町長は、県から通知を受けたとき、又は自ら地域的気象状況の判断によって、火災警報を発表し、又は解除したときは、打鐘、サイレン吹鳴等により周知を図る。

種 別	サイレン信号
近火災信号 山林火災信号	3 点反覆 
鎮火信号	長短一回 
消防団員 招集信号	長音一声 

サイレンの吹鳴後に当たっては、その状況を防災行政無線により一般に広報して、町民の不安や困惑をきたさないよう最新の注意を払う。

7. 町長が行う警告等の伝達（災害対策基本法第 56 条他）

町長が発令する避難勧告（指示）、退去勧告等警告の伝達体制は、邑南町地域防災計画に定めるところによるものとするが、伝達に特に放送機関を利用することが適切と考えられるときは、県を通して行う。

8. 町長の警報等発令、伝達の合理化

- ① 町長等が発する水防警報、火災警報等については、具体的な発令基準を設定し、常に検討を加え、適時に適切な警報を発するよう合理化に努める。
- ② 発令基準設定に当たっては、次の事項に留意する。
 - ア. 警報等の発令が機を失しないよう発令時期を十分考慮した基準とすること。
 - イ. 発令基準に用いる気象等のデータについては出所を明らかにしておくこと。
- ③ 町、県及び報道機関等は相互に協力し、災害に関する予警報等の伝達徹底については、必要ある場合あらかじめ協定を行い、その円滑化を期するものとする。又、伝達徹底のため必要あるときは、非常無線通信の利用についても考慮する。

9. 異常現象発見時における措置

災害の発生するおそれのある異常な現象又は災害が発生した場合における情報の伝達は、次のとおり行うものとする。

- ① 発見者の通報

災害の発生するおそれのある異常な現象（豪雨、豪雪、異常水位、地すべり、なだれ、火災等）又は災害の発生を発見したものは、直ちに次に掲げる最も近いものに通報するものとする。

ア. 消防機関又は消防職員、あるいは消防団員（以下「消防機関」という。）

イ. 役場、公民館あるいは近くにいる町職員

ウ. 警察署

② 町長への通報

地域住民から異常現象等通報を受けた消防機関等は、直ちに町長に通報するものとする。

③ 情報受領及び伝達責任者

異常現象等情報の受領及び伝達の責任者は総務課長とする。

④ 関係機関への通報

総務課長は発見者若しくは消防機関等より通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な措置を講ずるとともに、必要とするときは次の機関に通報するものとする。

ア. 松江地方気象台

イ. 川本警察署

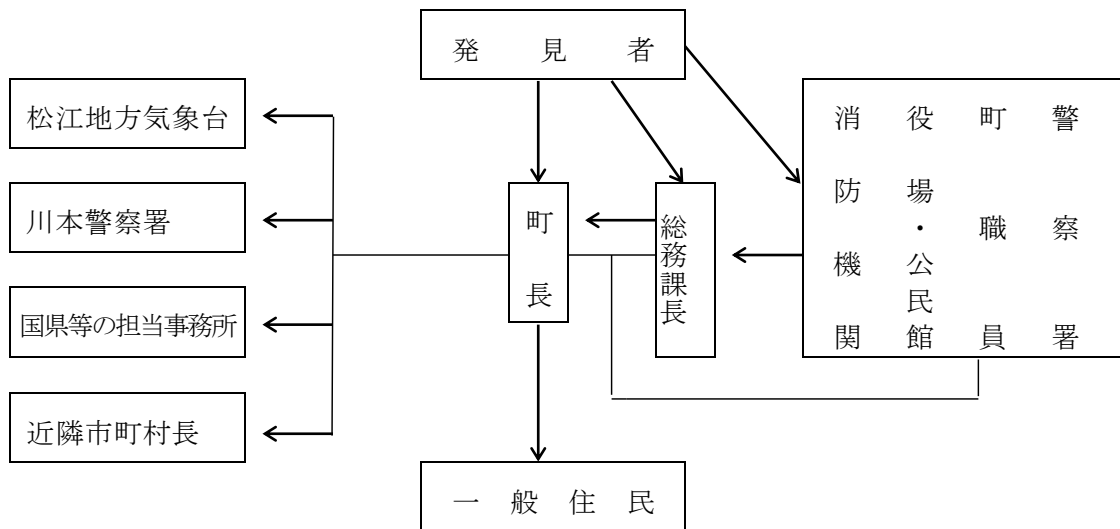
ウ. 国県等の担当事務所

エ. 災害に関係ある近隣市町村

⑤ 住民に対する周知徹底

異常現象等情報の通報を受けたときは、町長（本部長）は、直ちに予想される災害について、住民及び関係団体等に予警報伝達計画により通報事項を周知徹底させるものとする。

⑥ 連絡系統



第 3. 被害状況等の収集・伝達活動

【基本方針】

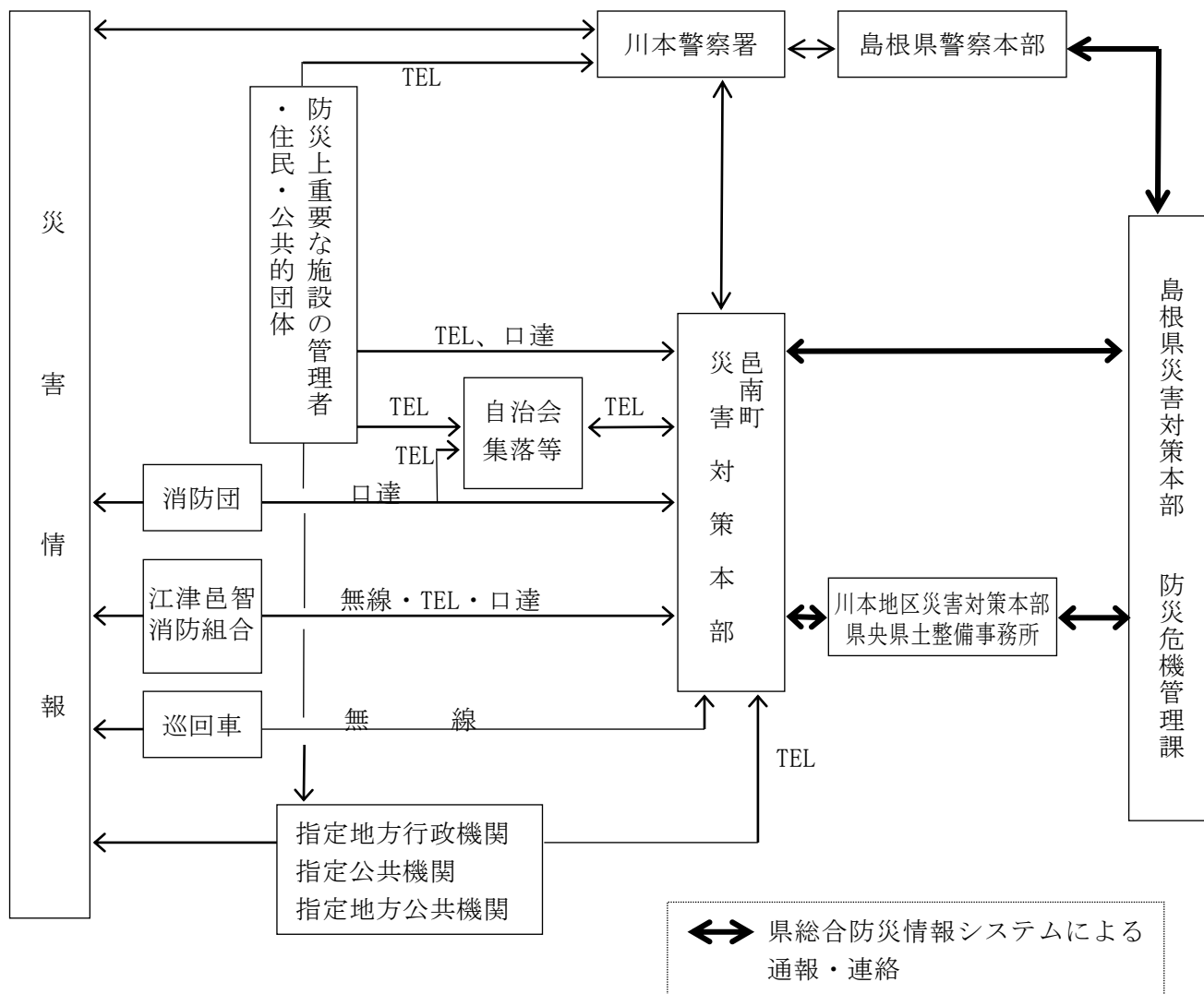
災害時において町は、県及び防災関係機関と密接な連携のもとに救援活動に重点をおくとともに、災害状況調査及び被害状況の収集は、町における災害応急対策災害復旧の基礎となるので迅速かつ的確に行う。

【実施内容】

1. 情報の収集・伝達の一般的系統

町及び各防災関係機関は、自己の所掌する業務に関して自らの職員を動員し、又は防災関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するため必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達する。

◇ 被害情報収集伝達系統図



2. 被害状況の調査

① 調査の実施者

ア. 被害状況の調査は、本部各対策部が事務分掌に基づきこれに当たるものとするが、災害の範囲等状況によっては町本部から必要に応じ調査員を派遣する。

調査の時期及び種類別担当責任者は次のとおりとする。

イ. 町長は、県管理の公共建物、公共土木等施設において災害が発生したことを承知したときはその施設を管理する県の関係機関に通知する。

② 調査の種類

調査の種類は、災害時期別に次のとおり行う。

調査の種類	調査の時期	調査担当者
発生調査	災害発生の通報を受け又は発見した場合直ちに調査する。本調査は、災害に伴う応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する。	本部から派遣された調査員
中間調査	災害発生後の状況の変化に伴いできる限り詳細に調査する。本調査は、被害の変動に伴い諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従ってできる限りその都度行う。	担当対策部又は担当課職員
確定調査	災害が終了しその被害が確定したとき調査する。本調査は、災害に伴う応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、又復旧費の費用負担に影響を与えるので、正確を期する。	担当対策部又は担当課職員

3. 災害情報の収集及び被害報告

災害情報の収集、被害報告は次により取扱うものとする。

① 災害情報の連絡

災害対策要員又は一般住民が被害を発見したときは、直ちに町本部ならびに消防機関等へ通報するものとする。通報を受けた消防機関等は速やかに町本部へ通報しなければならない。

② 被害の報告及び受領

被害状況等一般住民から通報を受領した場合、又はその被害状況等を受領した者がする被害報告の取扱いは次の様式により処理し、出所、発生時刻等を明確にするものとする。

現場情報・災害状況等 報告書(兼指示書)

記録者 ⇒ サイボウズ入力 ⇒ 担当部(人命に係る等、緊急かつ重要事項は総務部へ)

記 録 者	班 名 (課 名)	職 氏 名
区 分	人命に係る等緊急かつ重要 ・ 一般 (災害※ ・ 避難 ・ その他)	
連 絡 方 法	電話 ・ その他	連 絡 日 時
報 告 者 (住所・氏名・電話)		
現場情報・災害状況等	※ 区分が「災害」の場合	
	発 生 日 時	
	所有者又は管理者 (住所・氏名・電話)	
	被 災 場 所	
本部への要請		

4. 被害状況等の調査及び報告

被害状況等の調査及び報告は、次により行うものとする。

① 調査分担

被害状況の調査については、調査時期別の分担は前記のとおりであるが、部門別の分担はそれぞれ所掌事務に従って調査を行うものとする。

② 調査要領

被害調査に当たっては、「被害報告様式(県様式)」の内容及び「被害状況等の判定基準」に基づいて調査を実施するが、各種別ごとの被害調査は次の要領により行うものとする。

ア. 人、住家等の被害

人、住家の被害については災害現地に集落及び施設の管理者等の協力を得て調査を実施する。

イ. 農業関係の被害

営農施設被害、農作物被害、畜産関係被害、その他農業関係の被害は J A 等農業団体及び西部農林振興センター（県央事務所）等の協力を得て調査を実施する。

ウ. 山林関係の被害

山林地及び林業用施設並びに林産物の被害については、森林組合の協力を得て調査を実施する。

エ. 商工、観光関係の被害

商工、観光関係の被害は、商工会及び事業経営者の協力を得て、調査を実施する。

オ. 林道の被害

林道被害については、森林組合等の協力を得て調査を実施する。

カ. 土木関係の被害

道路、河川、耕地等の被害は、関連施設職員等の協力を得て調査を実施する。

キ. 教育関係の被害

教育関係の被害については、校長等の協力を得て調査を実施する。

ク. 町有財産関係の被害

町有財産のうち、その他の被害は、施設の管理者等の協力を得て調査を実施する。

ケ. 福祉関係の被害

福祉関係の被害については、福祉関連施設職員の協力を得て調査を実施する。

コ. その他の被害

その他の被害については、自治会長等の協力を得て調査を実施する。

③ 被害状況等の判定基準

災害により被害を受けた人的物的被害のうち、人的被害（行方不明者の数を含む。）、建築物被害、農地被害等については「被害状況等の判定基準(1)」によるものとする。ただし、発生即報にかかる被害については「被害状況等の判定基準(2)」による。

5. 被害状況等のとりまとめ及び報告

被害状況調査の実施者は、被害の調査結果を定められた時間に、危機管理室に報告するものとする。

危機管理室は、被害をとりまとめた結果を本部長に報告するとともに、県計画に定める期限又はその都度、県と協議して定める報告期限に、担当事務所へ報告するものとする。

この場合、実施した応急対策又は実施しようとする応急対策の主なものについて、その状況を同時に担当事務所へ報告するものとする。

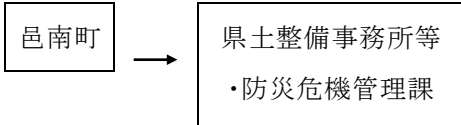
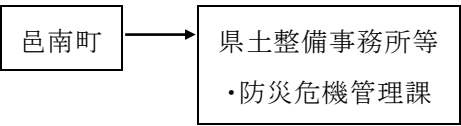
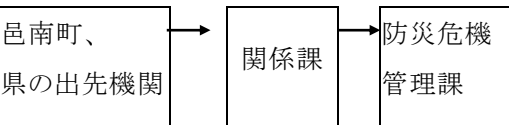
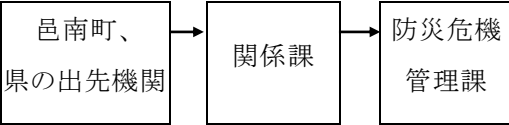
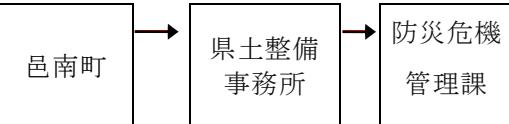
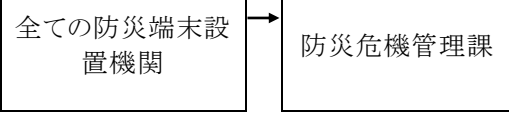
町が県に報告できない場合又は特に迅速に国へ報告すべき災害等が発生した場合には、町は直接被害状況等の報告を消防庁にしなければならない。ただし、県と連絡がとれるようになった後の報告については県に対して行うものとする。

なお、被害の調査結果については、川本警察署と充分連絡の上、相互に食い違いのないよう照合するものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録等の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握したものが他の市町村に住民登録等を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）または県に連絡するものとする。

① 報告の種類及び時間等は原則として次表によるものとする。

[被害報告の種類、時期及び経路等]

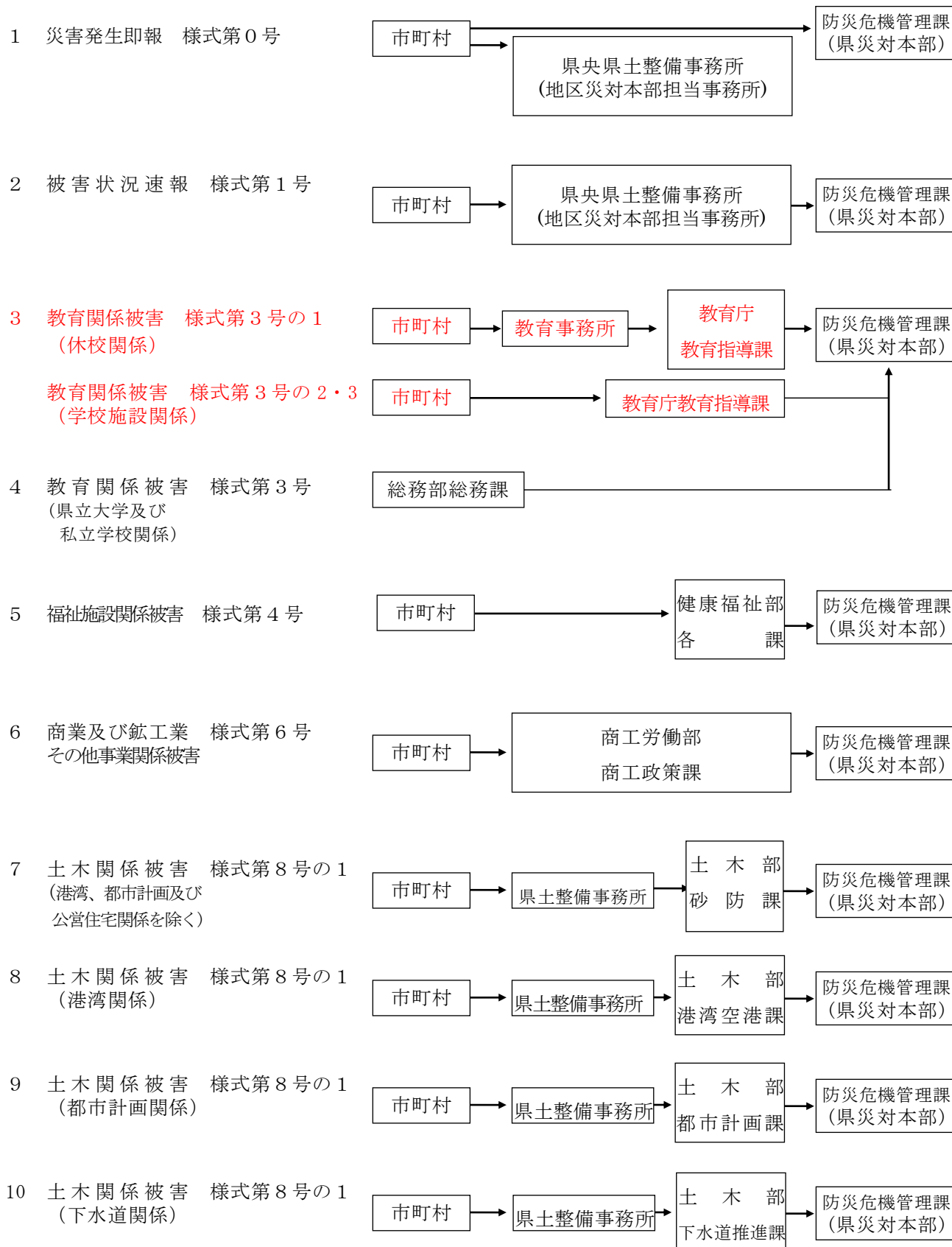
区分	報告内容	報告の時期及び経路	連絡方法等
災害発生即報	①災害の発生状況 ②災害に対してとった措置の状況 ③県等に対する応援要求 ④被害の概要(判定基準(即報用)以上のもの) ※様式第0号による	 <p>①②③④いずれかが判明次第、直ちに</p>	緊急を要するものであるため昼夜間を問わず電話、無線等を利用して報告すること。
速報	各種被害等の概況 ※様式第1号による	 <p>概況が判明次第、随時。 ただし、県土整備事務所等が行う集計確認の時期については、被害の発生状況により防災危機管理課より別途指示するものとする。</p>	
詳報	各種被害等の状況 ※様式第2号～ 様式第23号	 <p>被害等の状況が判明次第逐次報告。ただし、県の出先機関が行う集約報告は13時まで、関係課が行う県計報告は、14時までに行う。</p>	災害復旧計画等のもとなるので正確を期すること。
確定報告	同上	 <p>災害に対する応急措置を完了した後20日以内に報告。</p>	災害復旧計画等のもとなるので正確を期すること。
災害対策本部	①災害対策本部の設置 ②災害対策本部の解散		
被害地点報告	①被害現場の状況 ②被害現場の位置 ③被害現場の画像		全ての防災端末設置機関

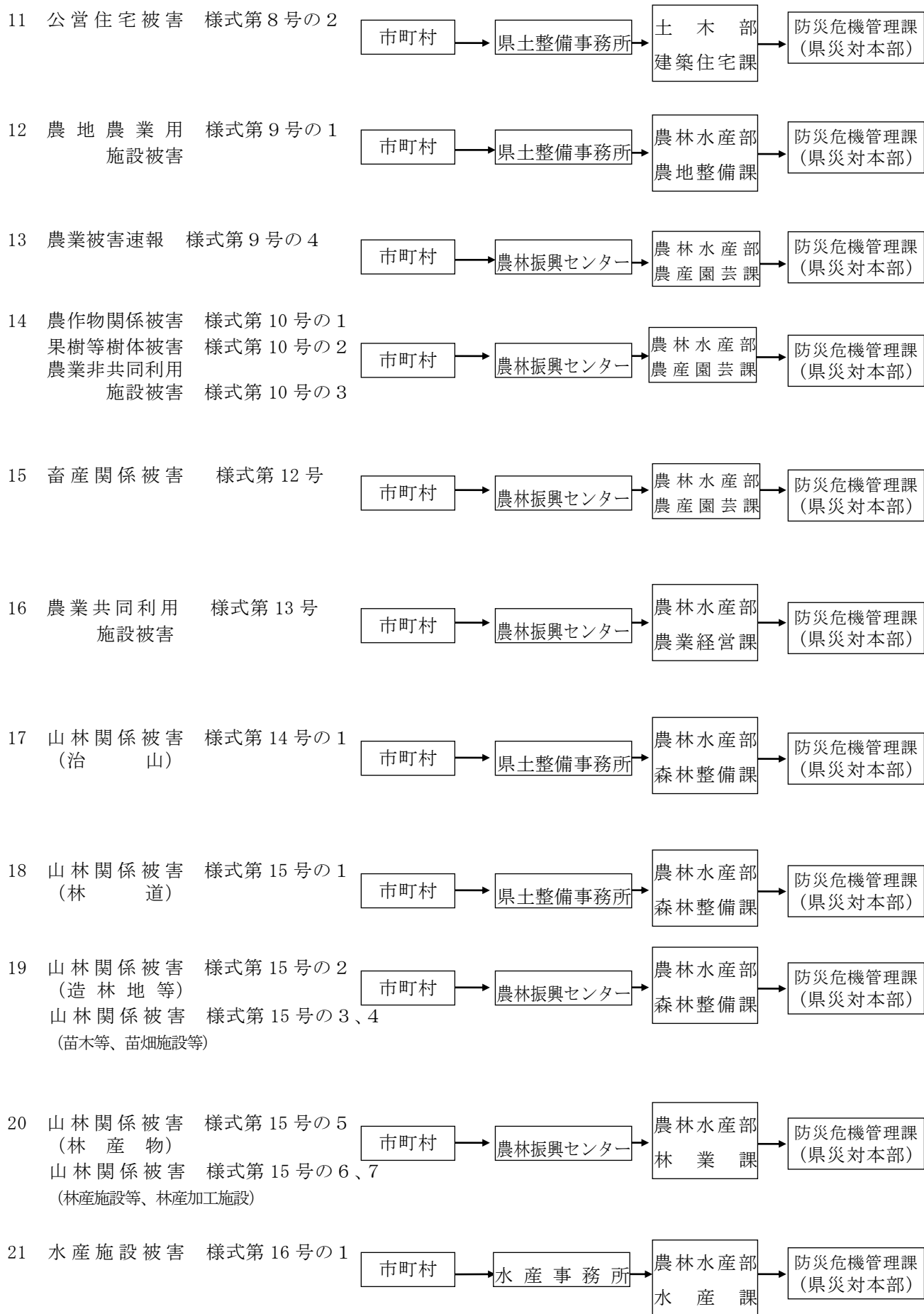
(注) 上記による報告は、原則として災害体制及び対策本部設置前の規定であり、災害体制設置

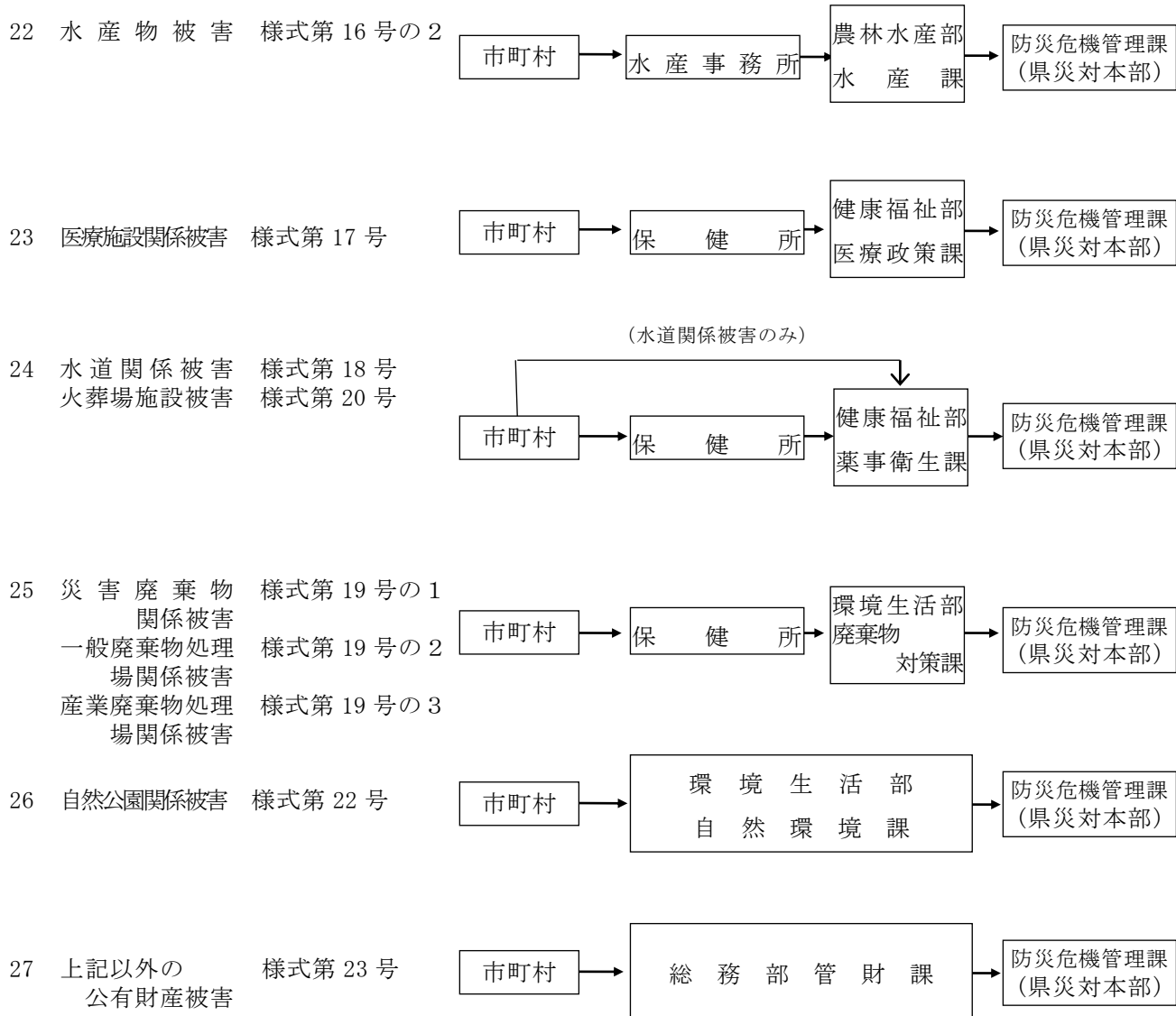
後にあつては災害程度、形態等により報告の内容、時期等を変更することができる。

② 報告様式別系統は次のとおりとする。

[報告様式別系統]







第3節 災害広報

【基本方針】

災害が発生したり、又は発生するおそれがある場合には、住民に対し速やかに正確な情報を提供することにより無用な混乱を防止し、適切な判断による行動がとれるようにする必要がある。

又災害発生時には、被害の状況や被害応急対策、あるいは応急復旧等に関する情報について、町及び防災関係機関は迅速かつ的確に広報を行い、民心の安定と速やかな復旧を図る。混乱が終息した後は各防災関係機関は広報活動を行い、被災地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

【実施内容】

1. 広報担当者

災害時における広報活動の万全を期するため、総務部情報班に広報専任職員を置くものとする。

2. 広報内容と広報の方法

町は、江津邑智消防組合、警察署他防災関係機関と緊密な連携のもとに、災害時の混乱した事態に民心の安定、秩序の回復を図るため、次に掲げる事項を住民に周知する。広報事項はあらかじめ本部長の承認を得て行うものとする。

また、避難所等に避難中の者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難の勧告・指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

① 災害発生直後の広報事項

- ア. 災害に関する情報
- イ. 避難に関する情報（指定緊急避難場所、避難勧告、指示等）
- ウ. 医療、救護所の開設に関する情報
- エ. 災害発生状況に関する情報
- オ. 出火防止、初期消火に関する情報
- カ. 二次災害防止に関する情報（流言飛語の防止、電気、ガス、上・下水道等の措置）
- キ. その他安心情報等必要な情報

② 応急復旧時の広報事項

- ア. 食糧、水、その他生活必需品の供給に関する情報
- イ. 電気、水道の復旧に関する情報
- ウ. 交通機関、道路の復旧に関する情報
- エ. 電話の利用と復旧に関する情報
- オ. ボランティア活動に関する情報
- カ. 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- キ. 臨時相談所に関する情報
- ク. 町民の安否（指定避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
- ケ. その他生活情報等必要な情報

③ 広報の方法

- ア. 窓口による広報
- イ. 広報車、ハンドマイク等による広報
- ウ. 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- エ. ビラ配布等による広報
- オ. 集落を通じたの連絡
- カ. 県に対する広報の要請
- キ. 報道機関への情報提供、放送要請
- ク. 防災行政無線の利用による広報
- ケ. 邑南町ケーブルテレビ
- コ. 島根県総合防災情報システム
- サ. インターネットによる広報

3. 広報資料の収集

① 広報専任職員は、各部から入手する被害状況、応急対策の実施状況、気象状況、避難、救助の状況等を把握し、必要があるときは関係機関及び各種団体、施設に対し情報の提供を求め、広報資料の整備を図るものとする。

② 広報活動上必要とする写真は、各部が撮影した写真を利用するものとするが、特に広報用被害写真は取材撮影のため職員を派遣し、又は民間人に委託する等資料の確保を図るも

のとする。

又、被災地の状況を写真等に収め、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

4. 報道機関に対する情報発表の方法

総務部総務班長（総務課長）は、被害の状況、応急対策実施の状況等を本部長の承認を得て、適宜報道機関に発表するものとする。

5. 実施機関の連絡調整

各防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密に行う。

6. 広聴活動

混乱が終息したときは、各防災関係機関はできる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取のうえ必要な応急対策の推進に当たる。

7. 多様な広報手段の確保

各防災機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

- ① 視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮する。
- ② 避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- ③ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者にも配慮した伝達を行う。

第4節 広域応援体制

大規模災害が発生した場合、町の防災関係機関だけでは十分な対応ができないことが予想される。そのような場合には、町長の指示により、各種法令や協定等に基づき迅速な応援要請の手続きをする必要がある。

災害時の応急対策をより迅速かつ的確に実施するため、県及び他市町村、防災関係機関、町内に組織される民間団体、住民ボランティア組織等への協力を積極的に要請し、活用を図る必要がある。

第1. 県に対する協力要請

【基本方針】

大規模災害では、町のみでの対応では困難であり、消防活動はもとより食料や医療、資機材の応援や人材の派遣等について近隣地域を超えた広域の応援体制をとる必要が生ずる。この場合、広域応援協定を締結し、応援を要請する場合の基準や手続きを明確化するとともに、応援を受け入れる場合の役割分担等の体制整備等についてもあらかじめ十分協議し、万全な体制の整備を図る。

【実施内容】

1. 要請の手続き

- ① 町は県と災害対策上必要な資料を交換する等、平素から連絡を密にし、災害時には一層その強化に努めるとともに、協力して区域内の応急対策の円滑な実施を図る。
- ② 町長は、町の能力では災害応急対策の万全を期しがたい場合には、県又は他市町村の協力について、必要に応じて次項による「要請の事項」の定める手続きにより、知事に要請する。
- ③ 町は、災害救助法に基づく救助をはじめ、町内で行われる県の災害対策について積極的に協力する。
- ④ 県から他の市町村又は関係防災機関に協力することを依頼されたときは、自らの応急措置の実施に支障のない限り協力する。

2. 要請の事項

町長は、県に対し応援又は応援の斡旋を求める場合には、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理する。なお、町長が不在等により要請することができない場合は、町長の職務代理者として副町長、教育長が行う。ただし、副町長、教育長が不在等により町長の職務代理者となって要請することができない場合は、総務課長が町長の職務代理者となり要請する。

- ① 災害救助法の適用（第3章第6節「災害救助法の適用」参照）
 - ア. 災害発生の日時及び場所
 - イ. 災害の原因及び被害の状況
 - ウ. 適用を要請する理由
 - エ. 必要な救助の種類
 - オ. 適用を必要とする期間
 - カ. 既に取った救助措置及び取ろうとする救助措置
 - キ. その他必要な事項
- ② 指定地方行政機関等の職員の派遣の斡旋要請（災害対策基本法第30条第1項）

町長は、災害対策基本法第29条第2項により指定地方行政機関等の職員の派遣を要請した場合、派遣の要請が容れられなかったり派遣者について適任者がいないとき、県知事（防災危機管理課）に指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求める。
- ③ 他の地方公共団体の職員の派遣の斡旋要請（災害対策基本法第30条第2項）

町長は、必要があると認めるときは、県知事（防災危機管理課）に地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について斡旋を求める。
- ④ 職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

町長は必要があると認めるときは、県知事（防災危機管理課）に地方自治法第 252 条の 17 の規定による職員の派遣を要請する。

職員の派遣要請又は斡旋の要請に当たっては、次の事項をあらかじめ明らかにしたうえで県知事（防災危機管理課）に要請する。

- ア. 派遣を要請する理由
- イ. 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ. 派遣を必要とする期間
- エ. 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ. その他職員の派遣について必要な事項

⑤ 応援の要求及び応急措置の実施要請（災害対策基本法第 68 条）

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事（防災危機管理課）に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

この場合、次の事項をあらかじめ明らかにしたうえで県知事（防災危機管理課）に要請する。

- ア. 災害の状況及び応援を要請する理由
- イ. 応援を必要とする期間
- ウ. 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- エ. 応援を必要とする場所
- オ. 応援を必要とする活動内容（応急措置内容）
- カ. その他の必要事項（宿泊、給食等の受入体制等）

3. 受入体制

- ① 派遣要請が決定された場合、作業等が円滑に行えるよう宿泊等必要な設備を整える。
- ② 指揮命令は、派遣を受けた町長が行う。

第 2. 他市町村、防災関係機関等への協力要請

【基本方針】

大規模災害発生時においては、他市町村及び防災関係機関等は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。

この場合、事前に広域応援協定を締結し、応援を要請する場合の基準や手続きを明確化するとともに、応援を受け入れる場合の役割分担等の体制等についてもあらかじめ十分協議しておく。

【実施内容】

1. 協力要請事項

町及び町周辺に災害が発生し、応急措置を実施するため必要があるとき、町長は他市町村及び防災関係機関等の長に対して、以下に掲げる事項のうち必要と認める事項を要請する。要請に当たっては、とりあえず無線又は電話等をもって処理し、後日文書により改めて処理する。

① 職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）

この場合、次の事項をあらかじめ明らかにしたうえで他市町村の長に要請する。

- ア. 派遣を要請する理由
- イ. 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ. 派遣を必要とする期間
- エ. 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ. その他職員の派遣について必要な事項

② 応援の要求（災害対策基本法第 67 条）

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他市町村及び防災関係機関の長に対し応援を求める。応援の種類及び要求手続きは、次のとおりとする。

- ア. 応援の種類

町長は、次に掲げる事項のうち、必要な事項について応援を求める。

- a. 被災者の救出、医療、防疫施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- b. 生活物資及びその補給に必要な資器材の提供
- c. 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- d. 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の応援
- e. ボランティアの斡旋
- f. その他特に必要な事項

イ. 要求手続き

応援を要求するときは、あらかじめ次の事項を明らかにしたうえで要請する。

- a. 災害の状況及び応援を要請する理由
- b. 応援を必要とする期間
- c. 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- d. 応援を必要とする場所
- e. 応援を必要とする活動内容（応急措置内容）
- f. その他の必要事項（宿泊、給食等の受入体制等）

2. 協力体制の確立

町は、災害時の応急対策の万全を期するため、平素から隣接市町村や防災関係機関の協力体制の確立に努めておくとともに、既に締結されている各種協定や災害対策基本法等の条項を活用し、応援要請が円滑に行われるよう手続きの方法を明確にしておく。

又、近隣市町村や防災関係機関との相互応援協定については、締結の促進と有効活用を図るとともに、円滑に応援できるよう相互の訓練等を通じて実践に即した体制づくりを行う。

3. 民間団体・事業所等との協力

災害時の応急対策を円滑に実施するため、防災関係機関のみならず、農協や大型店舗等町内外の民間団体・事業所等の協力を得るものとし、このための協力要請方法等は次のとおりとする。

① 民間団体・事業所等の協力業務

災害時に民間団体からの協力が得られる業務は、主に次のとおりである。

- | | |
|----------------------------------|----------------|
| ア. 異常気象、危険箇所等を発見した場合の町災害対策本部への通報 | |
| イ. 公共施設の応急復旧作業 | ウ. 応急仮設住宅の建設 |
| エ. 建設資機材の調達 | オ. 医療救護 |
| カ. 生活必需品の調達 | |
| キ. 避難所等における収容された被災者の世話等 | |
| ク. 被災者、応急対策作業員のための炊出し | |
| ケ. 救援物資の整理、輸送及び配分 | コ. 被災者への飲料水の供給 |
| サ. 清掃及び防疫等作業の協力 | シ. 区域内の被害状況調査 |
| ス. その他災害応急措置の協力 | |

4. 受入体制の整備

- ① 派遣要請が決定された場合は、作業等が円滑に行えるよう宿泊等必要な設備を整える。
- ② 指揮命令は、派遣を受けた町長が行う。

5. 災害相互応援

町長は、県知事又は他の市町村の長から応援を求められたときは、特別の事情がない限り要請に応じる。

第 3. 労務供給計画

【基本方針】

災害対策を実施するに当たり、町の災害対策要員として他労務要員の動員等必要とするときは、次によりボランティア団体等の応援協力を要請し、又は労務者の雇用により応急対策に必要な人員の確保を期するものとする。

【実施内容】

1. 担当責任者

労務供給実施の担当責任者は総務部長（総務課長）とし、関係課長及び関係機関、団体等の協力を得て実施するものとする。

2. ボランティア団体等の動員

① 応急要請

ボランティア団体等の応援協力を要請するときは、ボランティア団体の責任者に対し次の応援要請事項を示し、その応援を求めるものとする。

- | | |
|---------------|---------|
| ア. 応援を必要とする理由 | イ. 従事場所 |
| ウ. 作業内容 | エ. 人員 |
| オ. 従事期間 | カ. 集合場所 |

② ボランティア団体及び責任者

応援協力の要請対象団体及び責任者は、次のとおりとする。

ボランティア団体等の名称	責任者
自治会、集落	自治会長、集落代表者
青少年団体	各地区団体長
婦人団体	婦人会長
日赤奉仕団、その他奉仕を申し出た団体等	当該団体の責任者

③ 活動内容

ボランティア団体の活動内容は次のとおりである。

- ア. 炊出し、保育、その他災害救助の協力
- イ. 清掃及び防疫
- ウ. 災害応急対策物資及び資材の輸送
- エ. 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業

④ ボランティア団体との連絡等

ボランティア団体は、当該作業の担当責任者の指揮下にあつて活動することとし、作業現場ごとにボランティア団体の連絡責任者を定め、作業の指示その他の連絡を行うものとする。

⑤ ボランティア団体の活動記録

ボランティア団体等の応援協力を求めたときは、次のとおり応援に関する必要な事項を記録しておかなければならない。

- | | |
|------------|----------------|
| ア. 応援団体の名称 | イ. 作業内容及び従事場所 |
| ウ. 作業人員 | エ. 作業の始業、終業の時刻 |
| オ. 作業の期間 | カ. その他必要な事項 |

3. 労務者等の雇用

災害応急対策実施に際しボランティア団体の労力奉仕によるほか、労務要員の必要を認めるときは労務者の雇上げをなし、その要員を確保するものとする。

① 雇用の協議

労務者の雇上げについては、所轄の職業安定所長及び担当事務所長と協議して行うものと

する。

② 雇用手続等

雇上げの手続きその他賃金等の支払いは、島根県地域防災計画に定めるところによる。

4. 特殊技術者等に対する従事命令等

特殊技術者、その他災害対策実施のための要員が一般の動員の方法によってもなお不足し、他の供給の方法がないときは、協力命令、従事命令等強制執行によりこれを確保するものとする。

① 強制執行の委任等

知事の行う従事命令又は協力命令執行の必要があるときは、その権限の委任又はその執行を要請するものとする。

② 従事命令等の種類と執行者

従事命令及び協力命令の種類、根拠法律、執行者は次のとおりである。

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事	水防法第24条	水防管理者、水防団長又は消防機関の長
災害救助作業 (災害救助法適用救助のため)	従事	災害救助法第7条	知事
	協力	災害救助法第8条	知事
災害応急対策作業 (災害救助を除く)	従事	災害対策基本法第71条	知事
	協力	災害対策基本法第71条	知事
災害応急対策作業 (全般)	従事	災害対策基本法第65条第1項	市町村長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官

③ 強制命令の対象者

強制命令の種別による従事対象者は、次に掲げるとおりである。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助作業	1. 医師、歯科医師又は薬剤師 2. 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3. 土木技術者又は建築技術者 4. 大工、左官又はとび職 5. 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6. 鉄道業者及びその従業者 7. 軌道経営者及びその従業者 8. 自動車運送事業者及びその従業者
災害救助、その他の作業 (協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般 (災害対策基本法による市町村長警察官の従事命令)	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者

④ 公用令書の交付

知事の委任を受けて従事命令等強制執行を行った場合は、公用令書を交付するものとする。公用令書の交付については、島根県地域防災計画に定めるところによる。

又、町長の権限で行う従事命令等の強制執行については、公用令書交付は必要ないものと

する。

⑤ 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し疾病にかかり、又は死亡したものの遺族に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給するものとする。

区 分	災 害 救 助 (知 事 命 令)	災害対策基本法 (知 事 命 令)	市町村長の命令
基準根拠	災害救助法施行令	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償条例	「邑南町消防団員等公務災害補償条例」
補償の種類	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	療養補償 休業補償 障害補償 遺族補償 葬祭補償 打切補償	療養補償 休業補償 傷病補償年金 障害補償 介護補償 遺族補償 葬祭補償
支 給 額	施行令で定める額	条例で定める額	条例で定める額

第 5 節 自衛隊の災害派遣体制

【基本方針】

災害により人命又は財産保護のために必要な応急対策を実施するため、町長は災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、県知事に自衛隊の災害派遣を要請する。

【実施内容】

1. 災害派遣要請基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に人命及び財産の保護のため、必要があると認める場合は派遣を要請する。自衛隊においては要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、適切な措置をとる。

2. 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- ① 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合。
- ② 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合。
- ③ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が県の対応能力を超えると判断し自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合。
- ④ 災害に際し、通信の途絶等により市町村長が知事に対する災害派遣要請の要求ができない場合に、自衛隊が、市町村長等からの災害の状況等の通知を受けて、直ちに救援の措置をとる必要があると認めて自主的に派遣する場合。
- ⑤ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合。
- ⑥ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
- ⑦ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて、自衛隊が自主的に派遣する場合。
- ⑧ 庁舎・営舎・その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した時、自衛隊が自主的に派遣する場合。

3. 災害派遣の活動内容

項 目	内 容
被 害 状 況 の 把 握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避 難 の 援 助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
遭 難 者 等 の 捜 索 救 助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水 防 活 動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消 防 活 動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防災用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
道 路 又 は 水 路 の 啓 開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合はそれらの啓開、又は除去に当たる。

応急医療、救護及び防疫	被災者の応急医療、防疫、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを利用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援護物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び吸水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる。

4. 担当責任者

自衛隊の災害派遣要請事務の担当責任者は、総務部長（総務課長）とする。

5. 派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。

- ① 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。（公共性の原則）
- ② 差し迫った必要があること。（緊急性の原則）
- ③ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。（非代替性の原則）

6. 災害派遣要請要領

自衛隊の災害派遣の必要を認めるときは、次の事項を記載した文書を知事に提出し、これを要請するものとする。ただし、事態が急迫し文書で行ういとまがないときは、電信電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

この場合において、町長は必要に応じて、その旨及び町に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - ア. 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。）
 - イ. 派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ア. 派遣を希望する区域
 - イ. 活動内容
 - ウ. 連絡場所及び連絡員
- ④ その他参考となる事項
（作業用資材、宿舍の準備状況等）

7. 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

町長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがない時、又は通信の途絶等により知事への要求ができない時は、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊要請先の駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知するものとする。ただし、事後速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

8. 自衛隊要請先

機 関 名	所 在 地	電 話
陸上自衛隊第13偵察大隊	出雲市松寄下町 1142-1	0853(21)1045
航空自衛隊第3輸送航空隊	鳥取県境港市小篠津町 2258	0859(45)0211

9. 災害派遣部隊の受入れ措置

災害派遣部隊の受入れについては、次により体制を整えるものとする。

① 部隊との連絡員

総務課長は、連絡職員を指名して連絡に当たらせるものとするが、派遣部隊との連絡は、すべて県から派遣された連絡員を通じて行うものとする。

② 宿泊所及び車両器材等の保管場所

宿泊所及び車両器材等の保管場所は、その都度派遣地域の施設等を考慮し、県と事前に協議決定するものとする。

③ 応援作業計画

災害派遣部隊の受入れに先立って、作業内容、所要人員、器材の確保その他応援については、あらかじめ県と協議の上、所要の計画を立てるものとする。

10. 撤収要請依頼

自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき、又は必要がなくなったときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を依頼する。

11. 災害派遣に伴う経費の負担区分

① 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、下記を基準とする。

ア. 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料。

イ. 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費含む。）及び入浴料。

ウ. 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資材、機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費。

エ. 県、町が管理する有料道路の通行料。

② 負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

12. 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資、人員の輸送が考えられるので、地域毎に適地を選定し、本計画に定めるとともに、陸上自衛隊に通報しておく。

第6節 災害救助法の適用

【基本方針】

災害救助法の適用は、市町村の区域を単位として、一定規模以上の被害が生じた場合や身体に被害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合等において、知事が災害救助法を適用する。町長は、災害による被害が以下に掲げる災害救助法の適用基準に達したときは、県知事に災害救助法の適用を要請する。

【実施内容】

1. 災害救助法の適用基準

町長は、災害による被害状況が次の適用基準に達したときは、県知事に災害救助法の適用を要請する。

① 「1号基準世帯数」以上の場合

町内の住家の滅失した世帯数が次の世帯数以上に達したとき。

町の人口	被害世帯数
5,000人以上15,000人未満	40世帯

② 「2号基準世帯数」以上の場合

被害世帯数が前記①の基準に達しないが、県全体の被害世帯が1,000世帯以上で町の被害世帯数が次の世帯以上に達したとき。

町の人口	被害世帯数
5,000人以上15,000人未満	20世帯

③ 被害世帯が、前記①又は②の基準に達しないが、県下で被害世帯が5,000世帯以上に達した場合であって、町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

④ 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情にある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。

⑤ 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

2. 滅失世帯数の算定

適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

① 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、即ち全焼、全壊、流出等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって、床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。

ア. 世帯及び住家の単位

世帯：生計を一にしている実際の生活単位をいう。

住家：現実に居住のため使用している建物をいう。

3. 応急救助の内容

県知事は、災害により一定規模以上の被害が発生した場合、町に対し災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

① 指定避難所及び応急仮設住宅の供与

② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

4. り災証明の発行への対応

被災世帯の認定においては、災害救助法の適用並びに義援金の配分等、住民にとって影響が極めて大きいので、住民からの請求に応じり災証明が直ちに発行できるようり災台帳を作成する。

① り災台帳の作成

被害が発生したときは、町は別に掲げる様式による「被害発生報告」によって被害状況を調査し、これをり災台帳とする。

② り災証明書の発行要領

ア. 被害状況の確認ができないときは、とりあえず本人の申出により、別に掲げる様式による「仮り災証明書」を発行する。

イ. 被災者の被害状況の調査確認を終了した後は、申出により別に掲げる様式による「り災証明書」を発行する。

5. 職権の一部委任

災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は知事が実施機関となり、町長が補助機関となって実施されるが、同法第13条及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の規定により、次の各号に掲げる救助の実施に関する職権は、町長が委任を受け実施する。

- ① 指定避難所の供与
- ② 応急仮設住宅の入居者の決定
- ③ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ④ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

6. 災害救助の実施方法等

① 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になる他、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告するものとする。

② 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事

に報告する必要がある。

③ 救助の程度・方法及び期間

救助の程度・方法及び期間は島根県地域防災計画に定めるとおりとする。

第7節 避難活動

災害発生により住民の人命の危険性が著しく大きいと予測される場合は、これら危険地域の住民の人的被害の発生を未然に防止しなければならない。そのため、住民を安全な場所への避難対策等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

特に要配慮者が利用する施設の管理者は日頃から迅速な避難体制や計画を整備し、人命の安全確保に努める。

又、その他公共的施設に準ずる施設、事業者等についても同様に、災害時の安全避難を図るよう指導していく。

第1. 避難勧告・指示

【基本方針】

町及び江津邑智消防組合は緊急時に際して、危険区域に居住又は滞在する住民等を安全な地域に避難させる必要がある場合には、避難の勧告・指示を行う。

避難の勧告・指示を行う根拠となる法律は、災害対策基本法の他にも消防法、水防法、地すべり等防止法、警察官職務執行法、自衛隊法による緊急措置がある。

災害対策基本法、その他の根拠法規に従って避難の勧告・指示等を行ったときは関係機関は相互の連絡を行う。

【実施内容】

1. 実施責任者及び実施基準

災害による避難のための立退きの勧告又は指示を行うものは、次のとおりである。

① 避難情報の種類

警戒レベル		発令時の状況	住民に求める行動
—	避難予報 (町独自)	・夜間に避難準備・高齢者等避難開始以上が発令されると予想される時、又は台風により多量の降雨が予想される時、その日の夕方早い時期に知らせる。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難持ち出し品確認 ・戸締り、火の元確認 ・避難路等確認 ・早目の避難行動
警戒レベル 3	避難準備・高齢者等避難開始(避難行動要支援者等避難)	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された指定緊急避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
警戒レベル 4	避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者は、計画された指定緊急避難場所等への避難行動を開始
警戒レベル 4	避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

警戒レベル 5	災害発生情報 ※可能な範囲内で発令	・災害の発生が確認され、大規模な災害が発生すると予測される状況	・すでに災害が発生している状況であり、命を守る最善の行動
------------	----------------------	---------------------------------	------------------------------

② 避難準備・高齢者等避難開始、勧告及び指示（緊急）

区分	事項	実施責任者	措置	実施の基準
避難準備・高齢者等避難開始（避難行動要支援者等避難）		町長	立退き準備の勧告（避難行動要支援者等は立退きの勧告）	避難行動要支援者等が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき。（避難判断水位に到達し今後も水位が上昇する可能性があるとき）
避難勧告		町長 （災害対策基本法第60条）	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。（河川水位が氾濫危険水位を超える可能性があるとき。河川管理施設の異常〈漏水等破堤につながるおそれがある被災〉を確認等）
避難指示（緊急）		知事及びその命を受けた職員 （水防法第29条、地すべり等防止法第25条）	立退きの指示	洪水・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
		水防管理者 （水防法第29条）	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
		町長 （災害対策基本法第60条）	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。（河川水位が氾濫危険水位に到達したとき。破堤を確認。河川管理施設の大規模異常〈堤防本体の亀裂、大規模漏水等〉を確認等）
		警察官 （災害対策基本法第61条、警察官職務執行法）	立退きの勧告及び立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。町長から要求があったとき。
		警察官 （災害対策基本法第61条、警察官職務執行法）	警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、警告を発し、または特に急を要する場合には危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 （自衛隊法第94条）	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。	

③ 町長の勧告又は指示

町長は、災害による危険が急迫し、人命、身体の保護、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難の立ち退きを勧告し、又、急を要すると認めるときは、避難のための立ち退きを指示するものとする。

④ 勧告又は指示の委任

避難のための立ち退きの勧告、指示の措置が緊急を要し町長又は江津邑智消防組合に連絡するいとまがないとき又は通信不能の時は、消防団長若しくは災害現地に出動している消防

団の責任者又は指揮者は、避難のための立ち退きの勧告若しくは指示をすることができる。

この場合、勧告又は指示をした責任者は、その時刻、対象人員、世帯数、避難した場所等を速やかに町長に報告しなければならない。

2. 避難の勧告・指示の時期

原則として避難を必要とする事態の最終的判断は、防災関係機関からの助言も踏まえて邑南町災害対策本部（以下「町本部」という。）が行うことになるが、町本部の置かれている本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うことになる。状況により様々な場合が想定されるが、実際に行われる場合を想定してまとめると以下ようになる。

尚、判断時期は、実施基準に到達するであろうと想定される夕方早いうちに発令するよう努める。

- ① 河川の上流が災害のため被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき
- ② 火災が拡大するおそれがあるとき
- ③ 爆発のおそれがあるとき
- ④ ガスの流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測される時
- ⑤ 地すべり、崖崩れ及び土石流等により著しく危険が切迫しているとき
- ⑥ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき

3. 避難の勧告・指示の区分

① 事前避難

大雨、暴風、洪水、大雪の警報等が発令され、又は災害が発生し始めた場合において、事前に避難の準備又は事前に安全な場所に避難させる必要があると認めたときは、その地域の住民に対し、避難の勧告をするものとする。

② 緊急避難

火災、洪水、大雪、地すべり、山崩れ、急傾斜地の崩壊等による危険が目前に迫り事前避難のいとまがない場合、又は災害が発生し、被害の拡大が予想され、緊急に避難する必要があると認めたときは、その地域の住民に対し、避難の指示をするものとする。

③ 収容避難

事前避難した場所に危険が生じ、他の安全な場所に緊急避難させる場合、又は救出者を安全な場所に避難させる場合は、車両等の利用によって収容避難させるものとする。

4. 避難勧告・指示の伝達方法

① 勧告、指示事項

避難の勧告及び指示をするときは、次の事項を示さなければならない。

なお、避難所等に避難中の者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難の勧告・指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ア. 避難を必要とする地域の範囲 | イ. 避難先 |
| ウ. 避難の経路 | エ. 避難先の給食及び救助措置 |
| オ. 避難後における財産保護の措置 | カ. その他必要な事項 |

② 伝達の方法

避難の勧告又は指示の伝達は、無線放送、口頭、拡声器、信号、メガホン、放送事業者、テレビ・ラジオ、有線放送、電話等実状に応じた方法で迅速に伝達事項の周知徹底を図るものとする。

③ 避難の勧告・指示の報告

避難の勧告又は指示を発令したときは、総務課長は発令者、発令の理由、発令日時、対象

区域及び世帯並びに人員、避難先等を明らかにし直ちに県（防災部防災危機管理課（県災害対策本部設置時は事務局又は川本地区災害対策本部））にその旨を報告するものとする。

④ 携行品の制限及び避難者の行動

避難誘導者は、避難立ち退きにあつての携行品を必要最小限度に留め、円滑な立ち退きについて適切な指導を行うものとする。避難者は、誘導員の指示に従い単独行動を極力避けるものとする。

5. 警戒区域の設定と命令について

避難の勧告・指示では、対応できない場合には町長は災害対策基本法第 63 条に基づいて警戒区域を設定し、同区域への立入り禁止や立入り制限、同区域からの退去を命じる。

実際の状況を想定すると以下ようになる。

- ① 町長が職権を施行できる場合には、町長が警戒区域を設定し、立入制限若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずる。
- ② 町本部が設置されていない状況において、緊急を要する場合は吏員（消防団員を含む）が町長権限代行者として速やかに同職権を行使し、危険な状況に対応する。
この場合は、事後速やかに町長に報告する。
- ③ 警察官も緊急の場合は、警戒区域の設定権等の権限を行使できる。

6. 避難情報の伝達強化

町は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（避難準備・高齢者避難開始を含む）の作成を推進する。また、住民避難のための避難計画（具体的な伝達方法等を含む）の策定や住民避難のためのハザードマップの作成を推進する。

〔「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の内容〕

- ① 対象とする災害と、警戒すべき区域・箇所の設定
 - ・水害、土砂災害等それぞれについて具体的な区域ごとに設定する。
- ② 避難を行う区域
 - ・当該区域での災害の様相や特性をもとに、避難を行う区域を具体的に設定する。
- ③ 避難勧告等の発令の判断基準・考え方
 - ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の意味と、住民が取るべき行動を設定する。
 - ・住民の避難に必要な時間を把握し、避難すべき区域毎に発令の基準を設定する。
- ④ 避難勧告等の伝達方法
 - ・伝達文、伝達手段及び伝達先を具体的に設定する。
- ⑤ 避難勧告等の伝達内容
 - ・気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

第 2. 避難の方法

【基本方針】

危険が切迫し、住民が緊急に避難する必要がある場合、混乱を起こすことなく避難の安全を確保するためには、適切な避難の誘導が行われる必要がある。

避難の誘導は、町職員若しくは各施設管理者が、警察官、消防職員、消防団員、住民の協力を得て実施する。

【実施内容】

1. 避難順位

- ① 高齢者、障がい者及び乳幼児、妊産婦等の要配慮者
- ② 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者
- ③ 災害活動従事者以外の者
- ④ 災害活動従事者

2. 避難準備及び携行品等の制限

- ① 避難に際して火気及び危険物の始末を完全にする。
- ② 家屋の補強、及び家財の整理をする。
- ③ 避難者の携行品について次の措置をとる。
 - ア. 緊急の場合……現金、貴重品以外の日用品、身廻りを最小限にする
 - イ. 時間的余裕があると認められる場合……避難秩序を乱さない範囲にする

3. 避難道路の選定

- ① 避難道路は、緊急時の混乱を避けるためできる限り車両用・歩行用に区分選定する。
- ② 避難道路には消防職（団）員、警察官等を配置する。
- ③ 必要に応じ誘導標識、誘導燈、誘導柵を設ける。
- ④ 避難路上の障害物件等を除去する。

4. 避難の確認

- ① 避難の勧告、指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官、消防職（団）員等による巡視を行い、立ち退きが遅れた者等の有無の確認に努め救出する。
- ② 避難の勧告、指示に従わない者について説得に努め状況に応じては強制措置をとる。

5. 避難の誘導等

町職員、消防職員及び警察官等は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。誘導に際しては、自治会長・集落代表者、消防団員、婦人会員やその他一般の協力を得て行う。

なお、消防団員（兼 水防団員）、警察官、町職員など避難誘導や防災対応にあたるものの安全が確保されることを前提とした上で、要配慮者の避難支援などの緊急支援を行うものとする。

6. 移送の方法

避難立ち退きに当たっての移送及び輸送は原則として避難者が各個に行うが、避難者が自力による立ち退きが不可能な場合は、町が車両等によって行う。

7. 避難の指示及び注意事項等住民の相互連絡

災害のため避難の指示がなされた場合において、一般住民は近隣者とよく連絡を取り合い迅速に避難を行うとともに、避難対象地域内の登下校の児童生徒又は一般の通行人に対して、避難の指示のあった旨及び注意事項を告げ避難させるものとする。

第3. 要配慮者の安全避難

【基本方針】

学校、保育所、医療機関、福祉施設等の管理者はあらかじめ避難計画を定め、状況に応じて適切な集団避難を行う。特に保育所では、職員のほとんどが女性のため、消防団員や父母等の協力を得て実施する。

【実施内容】

1. 要配慮者への支援体制の整備

災害時における要配慮者の避難等の対策として、町は以下の支援体制を整備する。

- ① 要配慮者の避難のため、避難準備・高齢者等避難開始の位置付け。
- ② 要配慮者の避難等に必要な、早期の土砂、水防情報等の提供。
- ③ 防災・福祉部局の相互連携と防災関係機関・福祉関係者等との協力体制の整備。
- ④ 要配慮者に配慮した避難計画等の作成
 - ・要配慮者への避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の伝達方法
 - ・要配慮者の種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
 - ・要配慮者の支援における関係者の役割分担等
- ⑤ 個別の要配慮者の避難支援のための体制づくり。
- ⑥ 要配慮者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策を図る。

2. 学校・保育所における避難対策

学校・保育所の避難については、概ね次により行うものとするが、避難の方法、場所、経路等細部については、それぞれ校長、所長（以下「校長等」という。）はあらかじめ計画を立てておくものとする。

① 避難実施責任者

災害発生後、校庭などに二次避難した後、さらに避難が必要と校長等が判断したときは、直ちに、保育園児、児童生徒（以下「児童等」という。）の避難を実施するものとする。

校長等において緊急避難を実施したときは速やかに町長又は教育長に避難実施状況を報告しなければならない。

② 避難順位

避難の実施に当たっては、低学年の児童等から避難させることを原則とする。

校長等は迅速かつ秩序ある避難を行うため、各学級の避難順位及び各学級内の児童等の避難順位をあらかじめ定めておくものとする。

③ 避難責任者及び補助者

避難責任者は校長等とする。

避難責任者は補助者を定め、あらかじめその分担を決定しておくものとする。

④ 避難誘導の要領

避難誘導に当たっては、災害の種類、状況等をよく判断して避難するものとするが、必要なときは最寄りの台地又は広場へ第1次誘導をし、速やかに児童等の危険を避ける。事後の判断避難誘導についての具体的事項は、それぞれの学校及び施設において定めておくものとする。

⑤ 避難誘導の処置

町長が避難の指示をした場合必要と認めたときは、消防団員等避難の誘導補助者を派遣するものとするが、この場合派遣された誘導補助者は避難責任者の指示を受けなければならない。

⑥ 避難後の処置

災害のため児童等を避難させた場合、避難責任者は避難した状況を伝令等その他適切な方法で可及的速やかに保護者に周知を図るものとする。児童等が自分で勝手に下校したり、また、保護者が学校側の確認を受けずに子どもを連れ帰ったりする等のないよう、出席簿等の名表や事前に準備しておいた「引き渡し確認カード」等の利用など、各学校における具体的な行動マニュアルを作成し、万全を期する。留守家庭や諸般の事情で、児童等を直ちには引き渡すことが困難な状況も予想されるため、一時的に学校で児童を保護する必要が生じることも考えられる。そのため必要な備品等を保管しておくことも必要となる。

災害が終止し、危険がなくなったときは**指定避難所**に収容すべき者を除き、できるだけ速やかに保護者に引き渡すものとする。特に、必要がある場合は、地区別に教職員が児童等を

保護誘導し、保護者のもとに送り届けるものとする。

3. 医療機関

① 避難誘導

医療機関管理者は、構内外の火災が発生した場合は、被害を最小限に留めるため、医療機関で設置する自主組織によりあらかじめ患者を担送者と独走者とに区別し、適当な人数ごとに編成させて、医師、看護師、その他の職員が引率して医療機関が指定する**指定緊急避難場所**又は空地及び野外の仮設幕舎、その他安全な場所に避難誘導する。

② 誘導指示の周知

医療機関の管理者は職員及び、外来患者又は入院患者に対し避難の指示をするとともに、マイク等によりその旨周知徹底を図る。

③ 移送の方法

ア. 医療機関管理者は自主組織で定める班編成により、迅速に安全な場所への誘導をするため、避難経路を指定し、入院患者を院外の安全な場所まで移送する。

イ. 医療機関の管理者は、院外への患者移送について自力で歩行不可能な患者については担架により医師、看護師等を引率責任者として、警察官、消防職員等の協力を得て移送を行う。

ウ. 医療機関管理者は、避難誘導を終結した場合は避難人員及び残留者の確認を行うとともに救出結果の点検を行う。

④ **指定緊急避難場所**及び備蓄について

医療機関管理者は、災害時における**指定緊急避難場所**をあらかじめ定め、負傷者に対する応急処置及び患者記録、応急救護所の設置を図るとともに、移送に必要な医薬品、食料品、衣類、担架、車両、手押車等を備蓄しておく。

4. 福祉施設

町は、個々の入所者・利用者のニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受入れ先を確保し、施設入所者の移送を支援する。

又、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設機能を低下させない範囲内で被災地に隣接する地域の社会福祉施設に入所させる。

① ライフライン優先復旧

町は、社会福祉施設の早期の機能回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

② 生活救援物資の供給

施設管理者は、食糧、生活必需品等の備蓄物質を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合には、県及び町に協力を要請する。

町は、備蓄物質の放出及び調達により、施設入所者への生活救援物資の供給を行う。

③ マンパワーの確保

ボランティア、自主防災組織、近隣住民等へ呼びかけ、マンパワーを確保する。

5. ひとり暮らしの高齢者、要介護高齢者等

隣近所の住民の協力を得て避難することになるので、あらかじめ集落等の住民の協力体制について検討しておく。

6. 在宅要配慮者

① 安否確認の実施

町は、職員による調査班を編成し、各居室に取り残された要配慮者の安否確認を実施する。

その際、あらかじめ作成した在宅の要配慮者のリスト等を活用し、**民生児童委員**、自主防

災組織等の協力を得て行う。

② 救助活動の実施

町は、自主防災組織等の協力を得ながら在宅の要配慮者の救助を行う。

③ 受入先の確保及び移送

町は、要配慮者の受入先として医療施設、社会福祉施設等を確保する。

④ 生活救援物資の供給

町は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食糧、生活必需品等の備蓄物質の調達及び供給を行う。

⑤ 情報提供

町は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行う他、ファクシミリや文字放送テレビ等の情報を随時提供していく。

⑥ 相談窓口の開設

町は、避難所等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者等を配置し、総合的な相談に応じる。

⑦ 巡回サービスの実施

町は、職員、保健師等によりチームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

第 4. 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

【基本方針】

町は、災害により家屋の損壊・損失が生じた場合、あるいは避難の勧告・指示が出され住民が避難を行う場合、宿泊・給食等の一時的収容保護を実施するため、**避難所等**を開設する必要がある。**避難所等**の設置場所は、本部長があらかじめ指定する避難所開設予定場所に基づき被害の状況に応じて決める。

ただし、災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、各施設の管理責任者・勤務職員、又は最初に到着した町職員が実施する。

【実施内容】

1. 避難所等

避難所等はり災地に近く、集団的に収容できる既存建物を優先し、野外仮設はできるだけ避けるようにする。

① 避難施設の仮設

避難所開設予定建物の被災等により他に適当な建物がなく、避難者を収容することができない場合は、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て**避難所等**として開設するほか、避難施設を仮設しこれを収容するものとする。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を**避難所等**として借り上げる等、多様な**避難所等**の確保に努める。なお、**避難所等**のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、**あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても、原則として開設しないものとする。**

② 所要物資の確保

町長は**避難所等**を開設するための必要な物資を確保するものとする。

③ 施設使用の強制

避難所等の設置に当たり、その施設の所有者又は占有者の反対等により当該使用することができず、かつ、他に適当な施設がないときは、町長は知事に対して当該施設についての強制使用の要請をするものとする。

2. 避難所等の開設

- ① 避難所等の開設は、原則として本部長の指示により行う。
- ② 夜間等、突発的な災害発生の場合には、本部からの指示がなくとも避難の必要が生じると自主的に判断されたときは、居合わせた職員が施設入口（門）を大きく開け放ち、指定緊急避難場所開放の準備を行う。
- ③ 既に避難住民が集まっているときは速やかに上記の作業を行い、とりあえず体育館など広いスペースに誘導し、無用の混乱の防止に努める。
- ④ 要配慮者に対する配慮
民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供するものとする。

3. 避難の周知徹底

避難指示者（町長）は、避難のための立ち退きの万全を図るため、指定緊急避難場所、避難経路等につき周知を図り、町民に徹底しておく。又、避難の指示又は勧告をしたときは、防災行政無線等実情に応じた方法でその周知徹底を図る。

また、避難所等に避難中の者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難の勧告・指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

4. 開設の報告

指定避難所開設に当たった職員は、避難住民の収容を終えた後、町本部に無線若しくは電話等によりその旨を報告する。町本部は、県知事、警察署、消防等関係機関に対して開設の状況を連絡する。

県知事への報告事項は次のとおりとする。

- ・ 指定避難所開設の目的、日時及び場所
- ・ 箇所数、収容状況及び収容人員
- ・ 開設期間の見込み
- ・ 避難対象地区名及び災害危険箇所名等
- ・ 指定避難所で生活せず食事のみを受け取りにきている被災者数及びその状況

5. 指定避難所内事務所の開設

指定避難所内に「事務所」を速やかに開設し、避難住民に対して指定避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

6. 指定避難所内の区画の指定

避難した住民の受け入れは、事情の許す限り地域ごとにスペースを設定し、集落等を中心とした住民による自主的な運営となるよう配慮する。

7. 対象者

- ① 災害によって現に被害を受けた者
 - ア. 住家が被害を受け居住の場所を失った者
全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等（破壊消防による全、半壊を含む。）の被害を受け、日常居住する場所を失った者
 - イ. 現実に災害を受けた者
自己の住家の被害に直接関係はないが現実に災害に遭遇し、速やかに避難をしなければならぬ者（旅館、下宿屋の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等）
- ② 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ア. 避難の勧告又は指示が出た場合

イ．避難の勧告又は指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

第 5. 指定避難所の運営

【基本方針】

短い期間にせよ、**指定避難所**は生活の拠点を失った住民が生活する場となるため、衣・食・住のあらゆるレベルにわたる、きめの細かい対応が必要となる。

運営は、原則として町職員が担当するが、全てを職員だけで対応するのは不可能であり、又実際的でもないため、集落等の地域組織や避難した住民の代表者による自主的な管理運営の手法を積極的に取り入れていく必要がある。

また、災害救助法が適用された場合「**指定避難所**の供与」については、町長が県知事の委任を受け、災害救助法を運用し実施する。

なお、災害救助法が適用された場合の、同法の適用される**指定避難所**の開設期間は、原則として7日以内と定められているが、状況によっては、県知事の承認を得て延長する場合も想定される。

【実施内容】

1. 指定避難所の安全管理

指定避難所を開設し避難者を収容したときは、**指定避難所**内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、職員を駐在させ、集落等の協力を得て避難者の保護に当たる。

- ① 各**指定避難所**ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは速やかに適切な措置を講ずること。
- ② 常に町本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせ不安の解消に努めること。
- ③ **指定避難所**が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し混乱のないよう適切な措置を講ずること。
- ④ **指定避難所**内に傷病者がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講ずること。
- ⑤ 給食、給水その他当面必要とされる物資の配給等にあつては、適切迅速な措置をとること。

2. 運営の内容

指定避難所の運営にあたっては運営マニュアルを作成するなど具体的な体制の整備に努める。

指定避難所運営のおおよその目安は次のとおりとする。

- ① 避難者名簿（カード）の作成
- ② 居住区域の割り振り
- ③ 食糧、生活必需品の請求、受取、配給
- ④ **指定避難所**の運営状況の報告（適宜）
- ⑤ **指定避難所**運営記録の作成

指定避難所の開設が長期化する見通しの場合は次の点に留意する。

- ・プライバシーの確保
- ・男女双方への配慮
- ・保健・衛生対策等への配慮

3. 指定避難所の早期閉鎖

県及び町は、災害の規模等必要に応じて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空屋等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

第 6. 孤立地区の対策

【基本方針】

町は、道路、通信の寸断による孤立地区の発生に対し、通信手段を確保し道路寸断への対応を

とるとともに、物資供給・救助体制を整備する。

【実施内容】

1. 通信手段の確保

- ① 災害時優先電話、衛星携帯電話、町防災行政無線、簡易無線機等を利用した多様な通信手段を確保する。
- ② 通信機器の非常用電源の確保、保守点検、訓練等による使用方法を習熟しておく。
- ③ 通信設備が使用できない場合に備えたバックアップ体制を整備する。
(民間協力員、自主防災組織、消防団員等による情報伝達、アマチュア無線等)

2. 物資供給・救助体制の確立

- ① 孤立地区状況の事前の適切な把握。
- ② ヘリポート離着陸適地の確保。

3. 孤立に強い地区づくり

- ① 1週間程度の自活を想定した備蓄(水、食糧、非常用電源)、簡易トイレ、最低限の医薬品・救助器具等の整備・拡充。
(公的備蓄の他、自主防災組織や個々の世帯での対応が必要)
- ② 避難所等の適切な選定等による避難体制の強化。
- ③ 防災マップの作成、防災訓練等による周知
- ④ 避難所マニュアル等の整備

4. 道路寸断への対応

- ① 孤立が予想される地区における対策工事の実施。
- ② 道路寸断情報の伝達体制の整備。

第7 広域一時避難

- (1) 被災町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を当該市町村に代わって行うものとする。
- (3) 県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる都道府県の市町村における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域一時滞在について助言するものとする。
- (4) 町は、避難所等を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第8節 消防活動

災害により火災や建物の倒壊等の被害が発生し、極めて大きな人的、物的被害が予想されるため、消防力の増強整備並びに現有消防力の効率的運用方を確定しなければならない。又、防災関係機関との連携を保持しつつ、住民、事業者に対し自主防災対策の整備確立の促進を図ることにより、出火防止と初期消火との徹底を期する。

第1. 住民、集落、事業所の活動

【基本方針】

災害が発生した場合、同時多発火災の発生や延焼拡大等により多くの人命の危険が予想されるため、住民及び事業所等は可能な限りの出火防止と初期消火を行う。

【実施内容】

1. 住民の活動

火災等が発生した場合、住民はまず身の安全を確保し、出火の防止と初期消火に努める。

- ① 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- ② プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- ③ 電気器具は電源コードをコンセントからはずし、避難の際はブレーカーを切るなど通電時の出火防止に努めるとともに、停電時におけるロウソク等火気の使用に注意を払う。
- ④ 火災が発生した場合は、消火器等で消火活動を行うとともに、隣人等に大声等で助けを求める。

2. 集落の活動

- ① 地域の火災の発生状況、被災状況を調査把握するとともに、各家庭に火気の使用停止、ガス栓の閉止、電気器具の使用中止等出火の防止を呼びかける。
- ② 火災が発生したときは、消防機関に通報するとともに消火器、可搬式ポンプ等を活用し、河川、プール等あらゆる消防水利を活用して自主的に初期消火活動に当たる。
なお、消火器具が不足するときは、バケツリレーなどにより消火、延焼阻止に努める。
- ③ 消防機関が到着したときは、協力して消火活動に当たる。

3. 事業所の活動

- ① 火気の停止、プロパンガスの供給の遮断等の確認、ガス、石油類等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
- ② 従業員は火災を発見した場合、事業所内の防災センター・守衛室・電話交換室など定められた場所に通報し、受報者は消防機関に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。
- ③ 事業所の自衛消防隊は機を失することなく、消火設備や器具を集中させて一気に消火し、延焼阻止に努める。なお、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、危険物等が火災になり、拡大すると判断される場合は付近の住民に避難を呼びかける。
- ④ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。その際、誘導に当たっては指示内容を明確にし、かつ危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。

第2. 消防団による消火活動

【実施内容】

1. 出火防止

災害の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、消防団員の居住地付近の住民に対し、出火防止対策（火気の停止、ガス・電気の使用中止、避難に際してはガス栓を締める、分電盤のブレーカーを切る等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

2. 消火活動

地域における消火活動もしくは主要避難路確保のための消火活動を、単独又は消防組合と協力して行う。

又、損壊家屋、避難後の留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

3. 救急・救助

消防組合による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

4. 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら住民を安全に避難させる。

5. 惨事ストレス対策

消防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第3 市町村・消防本部等による消防活動

1 市町村・消防本部の消火活動

消防本部は、市町村が策定した消防計画に基づき統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。

(1) 災害状況の把握

消防活動に際しては119番通報、消防用高所監視カメラ、消防無線、参集職員からの情報等を収集し被害状況の把握に努め、初動体制を整える。

(2) 通信体制の確立

消防・救急無線通信網を効果的に運用し、市町村及び他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

(3) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市町村長に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかける。

(4) 同時多発火災への対応

ア 避難地及び避難路の確保

延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保のための消防活動を行う。

イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

エ 市街地火災消防活動

市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に務め、避難の勧告・指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報を実施する。

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

(5) 火災現場活動

ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断した時は、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断した時は、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(6) 救急・救助

要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

2 消防団による消火活動

(1) 出火防止

事故等の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、消防団員の居住地付近の住民に対し、出火防止対策（火気の停止、ガス・電気の使用中止、避難に際してはガス栓を閉める、分電盤のブレーカーを切る等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動若しくは主要避難路確保のための消火活動を、単独又は消防本部と協力して行う。

また、損壊家屋、避難後の留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急・救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

3 住民の対策

住民は、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

4 惨事ストレス対策

消防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第4 他の消防本部に対する応援要請

1 消防相互応援協定による応援要請

被災市町村長は、自地域の消防力だけで十分な活動が出来ない場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

2 知事による応援出動の指示

被害状況を把握した結果、被災地域のみでは十分な対応ができないと判断される時、知事は県

内の市町村長又は消防長に対して応援出動の指示を行う。

被災市町村長は、自地域の消防力だけで十分な活動が出来ない場合には、知事に対して県内消防本部の応援出動の指示を要請する。

3 緊急かつ広域的な応援要請

(1) 県内で被害が発生した場合

県内に被害が発生した場合、知事は被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってして対応が不可能と認めた時は、消防組織法第44条に基づき緊急消防援助隊等を要請するものとする。

(2) 他都道府県で被害が発生した場合

消防庁長官は大規模災害時において被災都道府県知事の要請を待ついとまがない場合、要請を待たないで応援のための措置を他の都道府県知事に対して求めることができるが、消防庁長官から緊急消防援助隊の派遣等の措置を求められた場合、知事は、県内の市町村長に対し、応援出動等の措置を要求する。

特に、緊急を要し、広域的に応援出動等の措置を求める必要がある場合、消防庁長官は直接市町村長に応援出動の措置を求めることができるが、その場合、その旨は関係する都道府県知事に速やかに連絡され、措置を求められた市町村長は、直ちに応援活動を行うものとする。

4 要請上の留意事項

(1) 要請の内容

市町村長は、応援を要請したい時は、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

ア 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由

イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）

ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員

エ 市町村への進入経路及び集結場所（待機場所）

オ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

(2) 応援隊の受入れ体制

他都道府県応援消防隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、連絡係を設け受入れ体制を整えておく。ただし、甚大な被害により次のような準備が困難な場合は、あらかじめその旨連絡し、応援隊に係る支援隊の派遣についても要請する必要がある。

ア 応援消防隊の誘導方法

イ 応援消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認

ウ 応援消防隊に対する給食、仮眠施設等の手配

第9節 救急・救助活動

【基本方針】

災害時においては、倒壊家屋等の下敷き、店舗や建物等の孤立、車両事故等による負傷者の発生、人身事故の発生など早急に救出を要する事案が数多く発生するものと考えられる。災害により救出者が発生した場合は、町及び江津邑智消防組合は関係機関との協力体制を確立し、迅速・的確に救出活動を実施する。

また、災害救助法が適用された場合の「被災した者の救出」については、「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条」により知事から委任を受けているため、町長は同法に基づき実施する。

【実施内容】

1. 救出実施担当責任者

救出実施の担当責任者は、町長がこれに当たるものとする。

り災者の救出は町長が消防団、地元住民等により必要な器具を借上げて実施するものとするが、状況によっては医療機関、警察、隣接市町村、県等の機関に応援協力を求めて実施するものとし、特に必要なときは、自衛隊の災害派遣について知事に協議し、必要な措置を講ずるものとする。

救出が緊急を要する場合においては、災害現地における消防団の責任者又は団員若しくは対策要員は臨機の措置をとり直ちに救出を行うものとする。緊急臨機の措置により、り災者を救出した消防団員等は、速やかに救出状況を町長に報告するものとする。

又、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき行う。

2. 災害救助法適用時の実施基準

① 対象者

ア. 災害のため、生命身体が危険又は生死不明の状態にある者

- ア. 火災の際に火中に取り残されたような場合
- イ. 倒壊家屋の下敷きになったような場合
- ウ. 流出家屋と共に流されたり孤立した地点に取り残されたような場合
- エ. がけ崩れ等の下敷きになった場合
- オ. 自動車の大事故が発生した場合

3. 消防及び警察との連絡

り災者の救出を要する事態が発生した場合は、直ちに江津邑智消防組合及び川本警察署に連絡し、町、消防団、消防、警察の四者が相互に緊密な連絡を保ち協力して救出に当たるものとする。

4. 実施方法

① 救助隊の編成

救出活動は、消防団員、町職員、江津邑智消防組合、川本警察署等関係機関により救助隊を編成して行い、要救助者を安全な場所へ救出する。

負傷者の応急手当を必要とする場合は、医師会等関係機関の協力を得るほか本章第10節「医療救護」の定めるところにより実施する。

② 救出機械器具の調達

要救助者の状況に応じて救出作業に必要な人員、設備、機械器具（救助用装備、ヘリコプター、建設用車両等）を利用して行い、調達が不足又は困難なときは、建設業者、JA及び住民等の協力を得る。

③ 応援要請

町長は、救出が困難又は救出に必要な人員や機械器具等が不足するときは、知事（防災危機管理課）に自衛隊の出動を要請するほか、近隣市町村に応援協力を要請する。

5. 危険区域の監視

災害が発生し、危険防止上特に必要と認めるときは、被害拡大防止のため消防団員等を配置して、監視に当たる。

6. 惨事ストレス対策

救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、救急・救助機関は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第 10 節 医療救護

災害時には、窒息死、失血死、焼死も予想され、外傷、骨折及び火傷等、多種多様な災害による要救助・救急事象が町内各所で同時多発的に発生することが予想される。又傷病者が多数発生したときには、軽・重様々な患者が一時に医療機関に集中し、緊急に治療が必要な重傷者に対する応急医療が充分行き届かない事態が予想される。

被災地の住民が適切な医療及び助産の措置を受けられるよう、初動医療体制や後方医療施設への搬送体制の整備を図り、医薬品・資器材の確保について計画をしておく必要がある。

災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として事務及び業務分担をするものとする。

第 1. 救護班の編成及び派遣等

【基本方針】

救護活動は緊急を要し、任務の遂行には多くの困難が予想される。邑南町災害対策本部は医療機関の協力を得て救護班を編成し、県及び関係医療機関と密接な連携により、災害の状況に応じて適切な医療（助産を含む。以下同じ）救護を行う。

【実施内容】

1. 初期医療体制

- ① 初期医療は、災害のため医療サービスを受けられなくなった者に対して応急的な措置を行うものであり、原則として避難所等に開設される救護所で救護班による応急措置を受けることとする。
- ② 災害救助法が適用された場合における保健医療については同法に基づき島根県知事が、町に委任しているものについては町長が実施、その他については島根県知事に対して救護班等の派遣を要請する。

2. 大規模災害が発生した場合の対策

- ① 町長は、状況に応じて必要な救護班を現地に派遣する。
- ② 災害に基づく医療は原則として、救護班によって行う。
- ③ 救護班は概ね、医師 1 名、看護師 2 名、事務員等 1 名とする。
- ④ 救護班は、被災者の収容所、その他適当な場所に仮設医療救護所を設けるとともに、医療機関の外来診療施設を利用して臨時救護所を設ける。
- ⑤ **指定避難所**が設置された場合は、**指定避難所**に救護班を派遣するとともに、巡回診療を実施し、被災者及び周辺住民の医療の確保を図る。
- ⑥ 救護班において応急手当後、医療機関への収容を必要とするものについては、的確な情報に基づき搬送する。
- ⑦ 救護班で対応できない場合には、国、県をはじめ、日本赤十字社、医師会等の協力を得て医療救護活動を実施する。

3. 救護班の業務内容

救護班の行う業務内容は、原則として以下に示す内容とする。

- ① 傷病者に対する応急措置
- ② トリアージ（被災負傷者・病人の治療優先度を定める）
- ③ 広域救急医療機関への転送要否、及び転送順位の決定
- ④ 輸送困難な患者、軽傷患者等に対する医療
- ⑤ 助産救護
- ⑥ 遺体検案
- ⑦ 薬剤又は治療材料の支給

第 2. 搬送体制の整備

【基本方針】

大規模災害時には、軽・重様々な患者が一時に救護所に集中すると予想される。そうした中で医療機関での適切な医療が必要な重傷患者は、江津邑智消防組合とその他防災関係機関の協力を得て後方医療機関に迅速に搬送する必要がある、そのための体制の整備が重要である。

【実施内容】

1. 一次搬送体制（傷病者発生現場から町内及び近隣の医療機関等への収容）

江津邑智消防組合は、傷病者発生現場で救急隊等によりトリアージを実施し、救急隊が重傷者から町内及び近隣の医療機関へ搬送する。ただし、救急車両が手配できない場合は、町及び救護班で確保した車両により搬送を実施する。

又、災害時には町内の医療機関だけでは対応できないことも予想されるため、県内の主要病院と連携体制の確保を図っている県医師会との協力のもと迅速な対応を図る。なお、この搬送は他市町村からの応援救急隊と協同して実施する。軽傷者については、徒歩・自家用車等で最寄りの救護所等で応急手当を受ける。

2. 二次搬送体制（町内外の医療機関から県内、県外の基幹医療機関）

一次搬送後、町内外の医療機関で対応できない傷病者を県内、県外の基幹医療機関へ次の搬送手段で搬送する。

◎ 搬送手段

消防機関の救急車・医療機関の患者搬送車・ヘリコプター・自衛隊等の搬送車

注) ① 救急車については、上記の一次搬送を優先するため、一次輸送の目途がつき次第、順次二次搬送に組み込む。

② 通路の不通時又は遠隔地への搬送については、防災関係機関の所有するヘリコプターを要請し空輸する。

第 3. 医薬品、医療資器材の調達

【基本方針】

医薬品及び医療資器材は、備蓄しているものを優先的に使用する。不足する場合、最寄りの販売業者等から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、県あて調達の要請をする。

【実施内容】

1. 流通備蓄計画による調達

救護所等で使用する医薬品等や医療機関で不足する医薬品については、事前に協定を締結している医薬品卸売業者へ医薬品等の調達を要請するなど流通備蓄の方法をとることとする。

2. 大規模災害への対応

陸上の交通手段が確保できない場合は、県及び防災関係機関等に要請し、ヘリコプター等による空輸を行う。

3. 血液製剤等の確保

① 保存血液等については、日赤血液センターが確保に努め、県等に調達を要請する。

② 通常の輸送体制がとれない場合は県及び防災関係機関等に要請し、ヘリコプター等による空輸を行う。

第4. 助産

【基本方針】

災害により助産機関の機能が混乱し、被災地の住民が助産の途を失った場合における応急的な助産の実施について定める。

【実施内容】

1. 助産の対象者

災害救助法が適用された場合、災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者。

2. 助産の範囲

- ① 分娩の介助
- ② 分娩前及び分娩後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給
- ④ 新生児のケア

3. 助産の方法

① 救護班等による助産

ア. 助産は、原則として産科医を構成員とする救護班が当たる。ただし、出産は、緊急を要する人が多いので、最寄りの助産師によって行うことも差支えない。

イ. 救護班の編成、派遣及び構成並びに救護所の設置については、医療の場合と同様である。

ウ. 救護所には、救急用自動車を配置し、必要な場合は医療機関へ移送する。

4. 救護班の派遣要請

町内の医療機関等における助産救護の需要が増大し、助産救護班の編成が困難に陥った場合は、町長は県知事に対して助産救護班の応援要請を行う。

第5 透析患者等への対応

1. 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120リットルの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群に伴う急性腎不全患者に対しても血液透析等適切な医療を行う。

このため、町、県は、医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、近県も含めた透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し情報提供できる体制を取る。さらに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料などの供給、あるいは復旧について関係機関と調整する。

2. 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着等している難病患者は、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設で救護する必要がある。

このため、県は、平常時から保健所を通じて難病患者の特性に配慮した「災害時個別支援計画」の策定に協力するとともに、必要に応じて、町、医療機関及び近江市町村等との連携により、後方医療機関へ搬送する。